

第 2 期
八千代市子ども・子育て支援事業計画
(案)

令和〇年〇月
八 千 代 市

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 八千代市の状況	6
2 アンケート調査結果からみえる現状	15
3 第 2 期計画策定に向けた課題	30
第 3 章 計画の基本理念と基本目標	33
1 基本理念	34
2 基本目標	35
3 施策の体系	36
4 教育・保育提供区域の設定	37
第 4 章 施策の展開	39
基本目標 I 子どもを育む質の高い教育・保育の環境を整えます	40
施策の方向（1）教育・保育施設等の整備.....	40
施策の方向（2）公立保育園の効果的な活用.....	45
施策の方向（3）教育・保育の質の向上.....	45
施策の方向（4）子どもが豊かに育つ教育の充実.....	46
施策の方向（5）学校生活における相談支援.....	47

基本目標Ⅱ 安心して子どもを産み、子育てできる環境を整えます。	48
施策の方向（１）地域子ども・子育て支援事業の充実.	48
施策の方向（２）母子の健康づくりの推進.	61
施策の方向（３）子育ての情報提供の充実.	62
施策の方向（４）子どもの遊び場などの居場所づくり.	63
施策の方向（５）子ども医療の継続.	65
施策の方向（６）子育て相談支援と交流事業の充実.	66
施策の方向（７）子育て家庭の経済的負担の軽減.	67
基本目標Ⅲ さまざまな子どもや家庭への支援を充実します。	68
施策の方向（１）障害のある子どもとその家庭への支援.	68
施策の方向（２）ひとり親家庭への支援.	70
施策の方向（３）生活困窮家庭への支援.	70
施策の方向（４）児童虐待の早期発見と再発防止.	71
施策の方向（５）外国籍の子どもや親への支援.	72

第5章 計画の推進 73

1 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項	74
2 計画の進捗管理と推進体制	75



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨



我が国の急速な少子・高齢化や核家族化の進展、児童虐待の顕在化、子どもへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、本市では、平成27年度に令和元年度を終期とする『八千代市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、待機児童対策をはじめとした子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

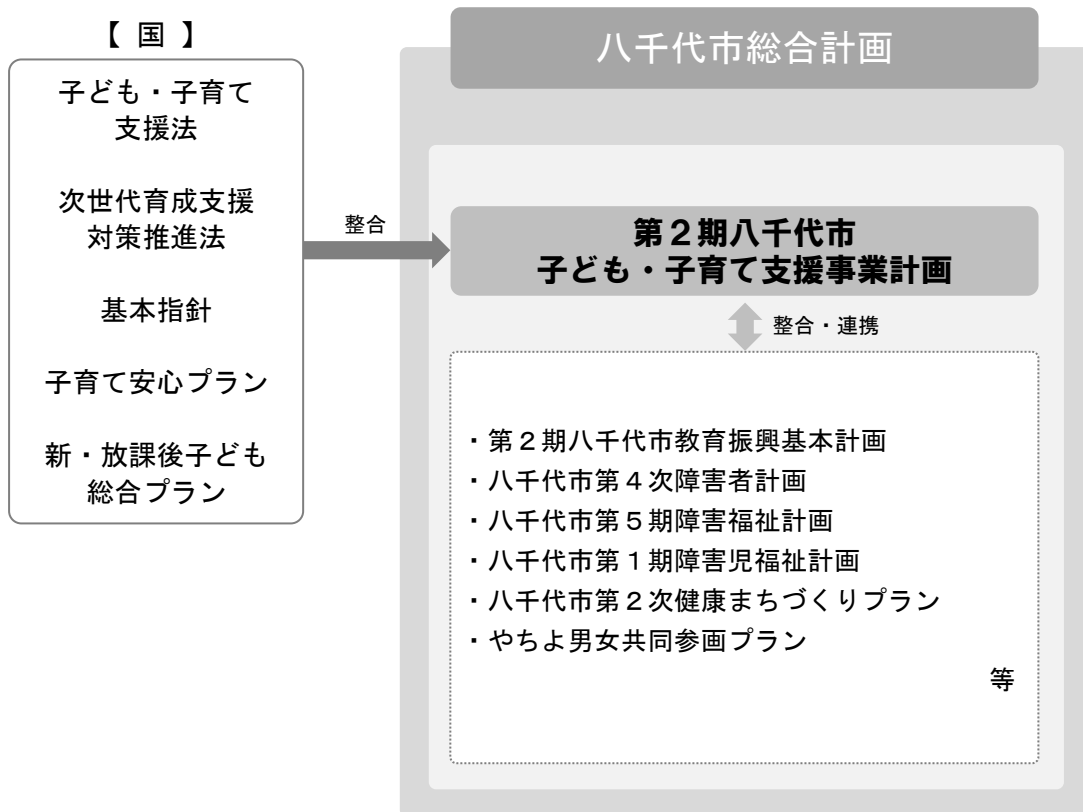
しかしながら、女性就業率の上昇や、それに伴う保育ニーズの増加などを要因に、依然として待機児童が生じており、平成29年6月に国が公表した『子育て安心プラン』においては、令和4年度末までに女性の就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとされ、また、平成30年9月には、国が策定した『新・放課後子ども総合プラン』においては、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができるよう、学童保育事業と放課後子ども教室の両事業を計画的に推進していくこととされました。

こうした状況を踏まえるとともに、当該計画が終期を迎えることから、本市では、子どもを産み、子育てする喜びが実感できるまちを実現し、子育て・子育てを地域全体で支援していくことを目指して、第2期目の『八千代市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定による「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、同法に基づき、国が定める基本指針等に即し、保育サービスや各種の子育て支援事業等の推進について定めるとともに、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」と一体的に策定するものです。

また、本計画は、八千代市総合計画を上位計画として、児童福祉に関連する分野の部門別計画として位置づけ、関連計画等とも整合・連携を図ります。



3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第二期八千代市子ども・子育て支援事業計画				



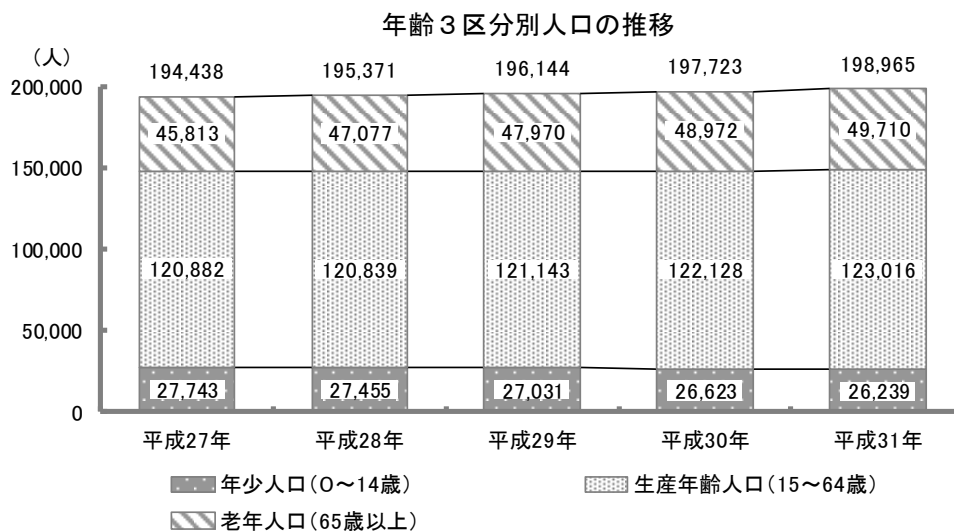
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 八千代市の状況

(1) 人口の状況

《年齢3区分別人口の推移》

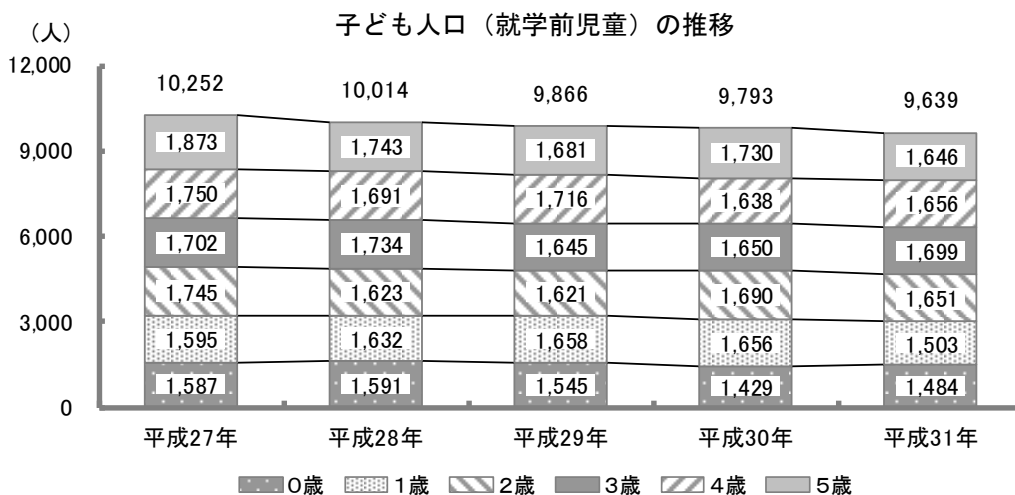
本市の人口推移をみると、総人口は年々増加し、平成31年で198,965人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

《年齢別就学前児童数の推移》

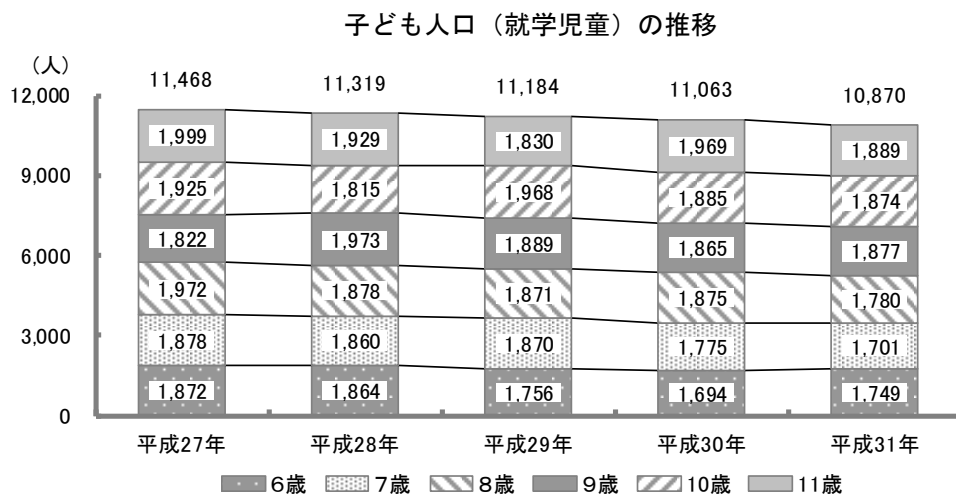
本市の0歳から5歳の子ども人口は、平成27年以降減少しており、平成31年3月31日現在で9,639人となっています。特に5歳では、平成27年以降、減少傾向にあり、減少の幅も大きくなっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

《年齢別就学児童数の推移》

本市の6歳から11歳の子ども人口は、平成27年以降減少しており、平成31年3月31日現在で10,870人となっています。また、7～8歳で減少率が高くなっています。

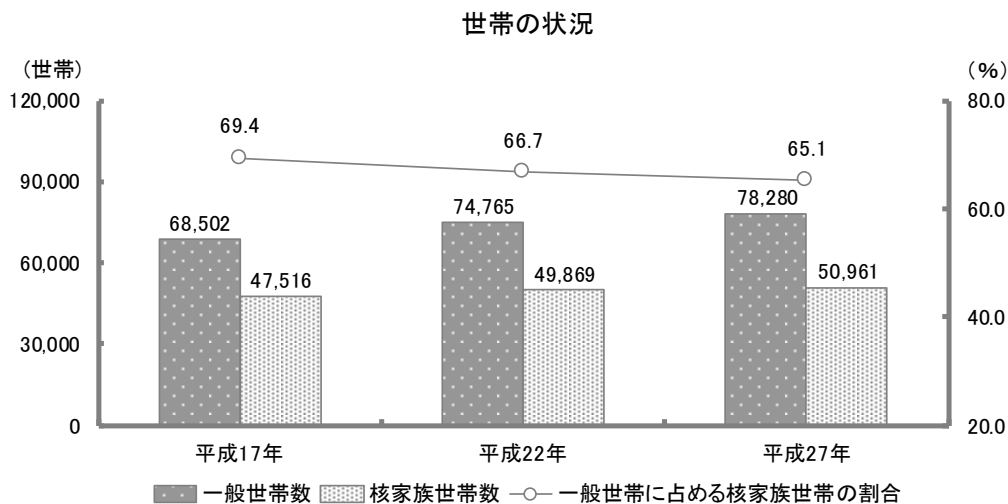


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

（2）世帯の状況

《一般世帯・核家族世帯の状況》

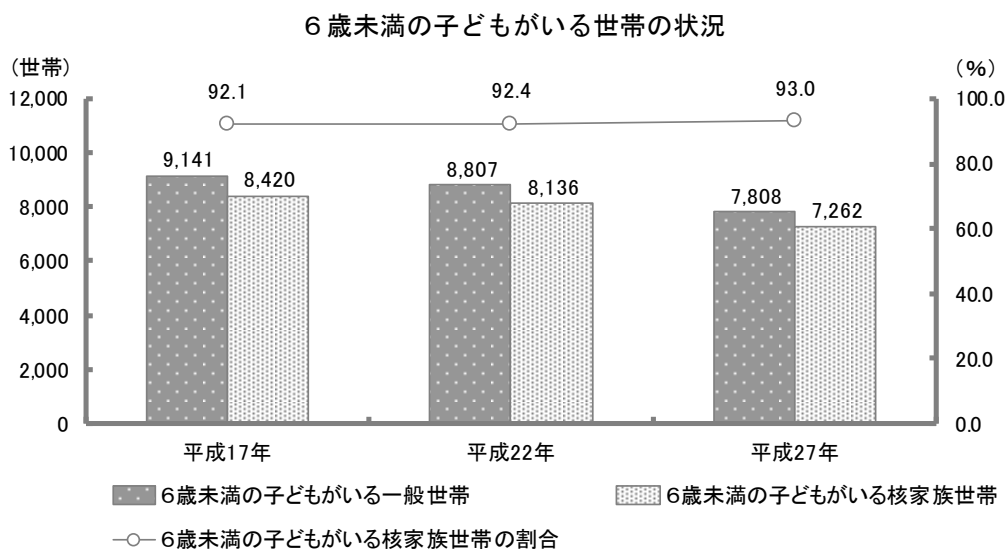
本市の核家族世帯数は微増傾向にあり、平成27年で50,961世帯となっています。一方、一般世帯に占める核家族世帯の割合は年々減少しています。



資料：国勢調査

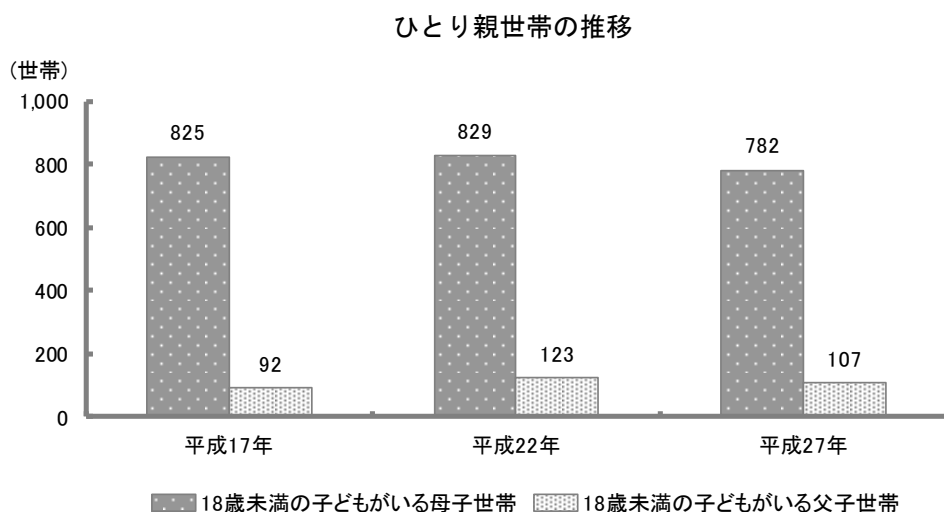
《6歳未満の子どもがいる世帯の状況》

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数、核家族世帯数は年々減少しており、平成27年でそれぞれ7,808世帯、7,262世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は9割でほぼ横ばいとなっています。



《ひとり親世帯の推移》

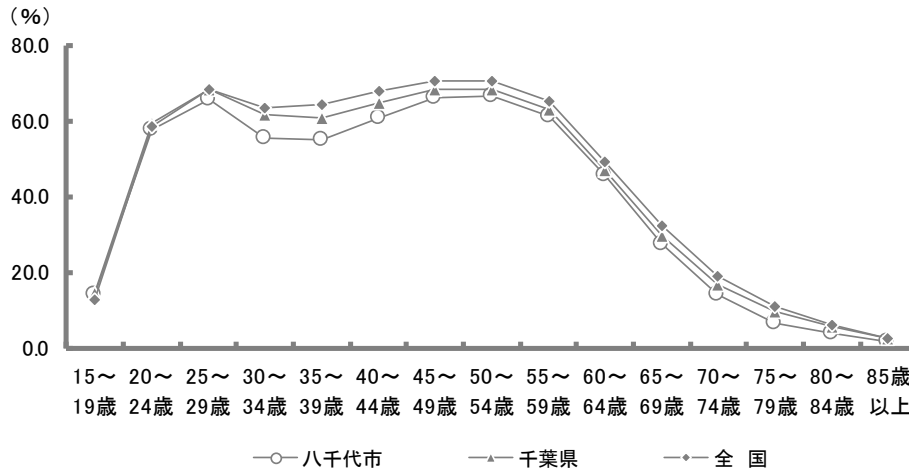
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯数は、年々減少傾向にあり、平成27年で782世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯数は100世帯程度で推移しています。



《女性の年齢別就業率（国・県比較）》

本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、各年代で全国、県に比べ低く、特に30歳代で差がみられます。

女性の年齢別就業率（国・県比較）



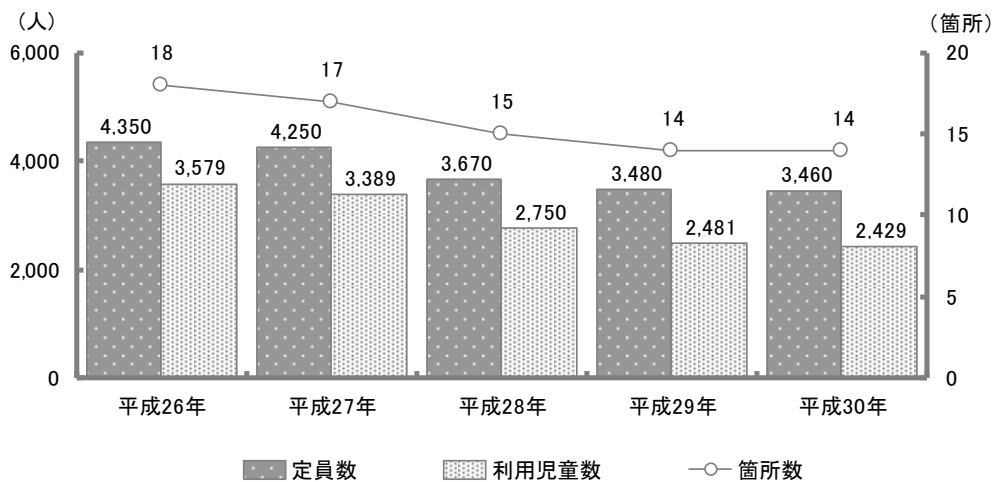
資料：国勢調査（平成27年）

(5) 教育・保育サービス等の状況

《幼稚園の状況》

本市の幼稚園の状況をみると、認定こども園への移行に伴い、定員数・利用児童数・箇所数は減少傾向にあり、利用児童数は平成30年で2,429人となっています。

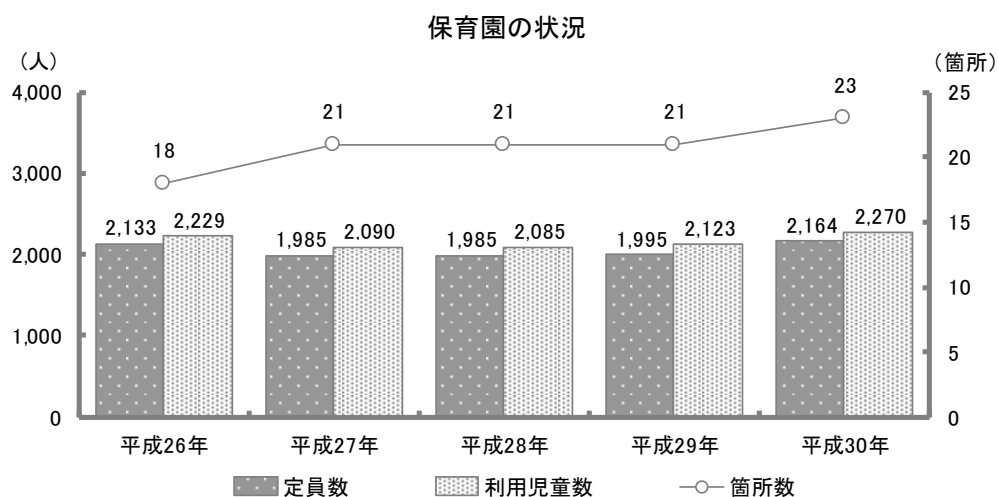
幼稚園の状況



資料：庁内資料

《保育園の状況》

本市の保育園の状況をみると、定員数・利用児童数・箇所数ともに徐々に増加しており、利用児童数は平成26年以降毎年定員数を上回っています。

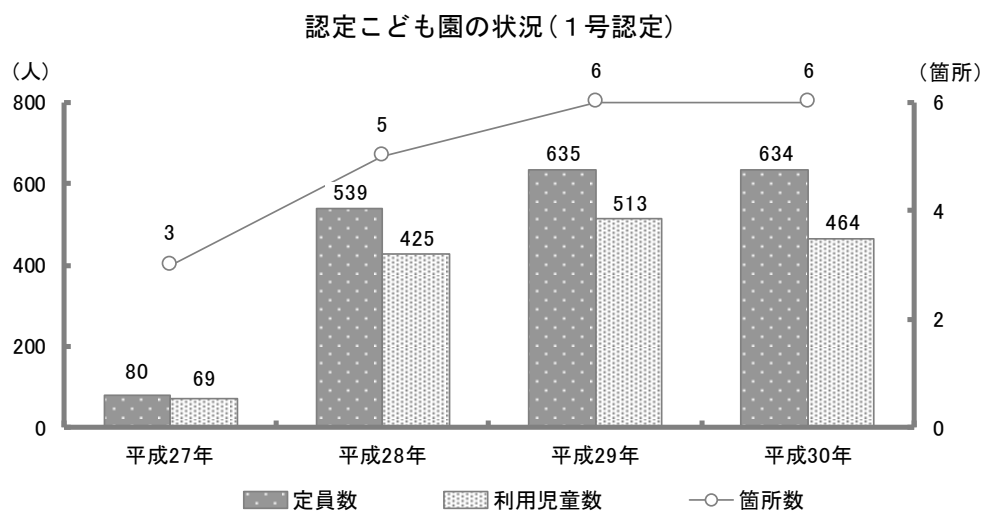


資料：庁内資料

《認定こども園の状況》

本市の認定こども園の状況をみると、定員数・利用児童数・箇所数ともに年々増加していましたが、平成30年度では減少しています。

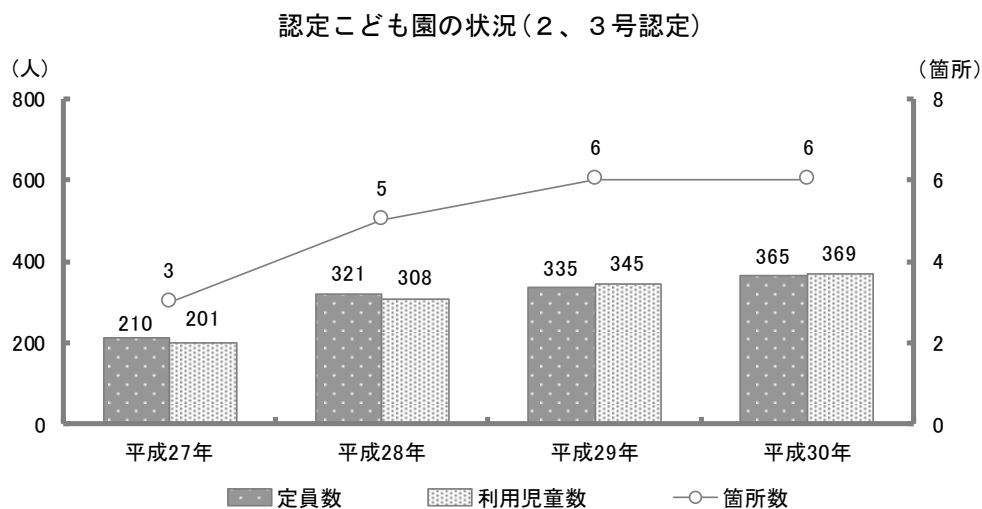
支給認定区分の1号認定※では、平成30年で定員数634に対し、利用児童数は464人となっています。



資料：庁内資料

※3歳以上の小学校就学前で、幼稚園や認定こども園で教育を受ける児童

2号認定※¹、3号認定※²では、定員数・利用児童数・箇所数ともに年々増加し、利用児童数は平成30年で369人となっています。

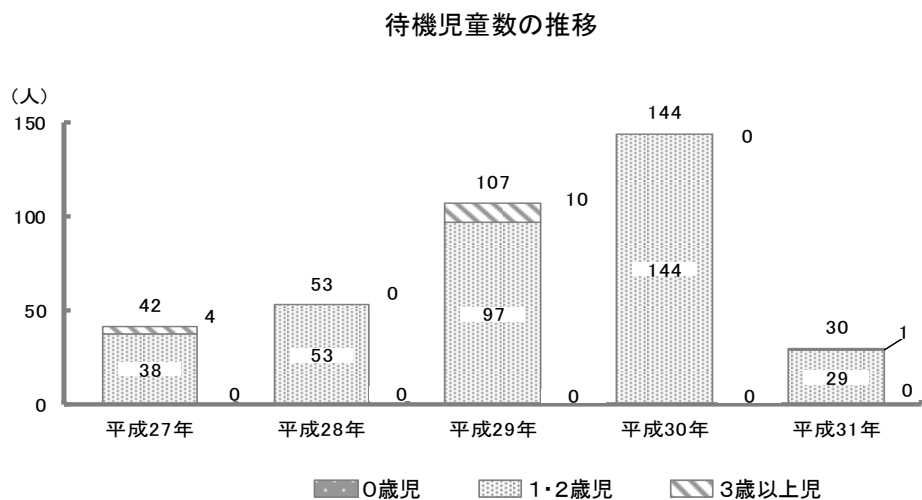


資料：庁内資料

※1 満3歳以上の小学校就学前で、保育を必要とする児童
 ※2 満3歳未満の保育を必要とする児童

《待機児童数の推移》

本市の待機児童数の推移をみると、待機児童は年々増加していましたが、平成31年で大幅に減少し、30人となっています。待機児童の内訳としては、1・2歳児に多く生じています。

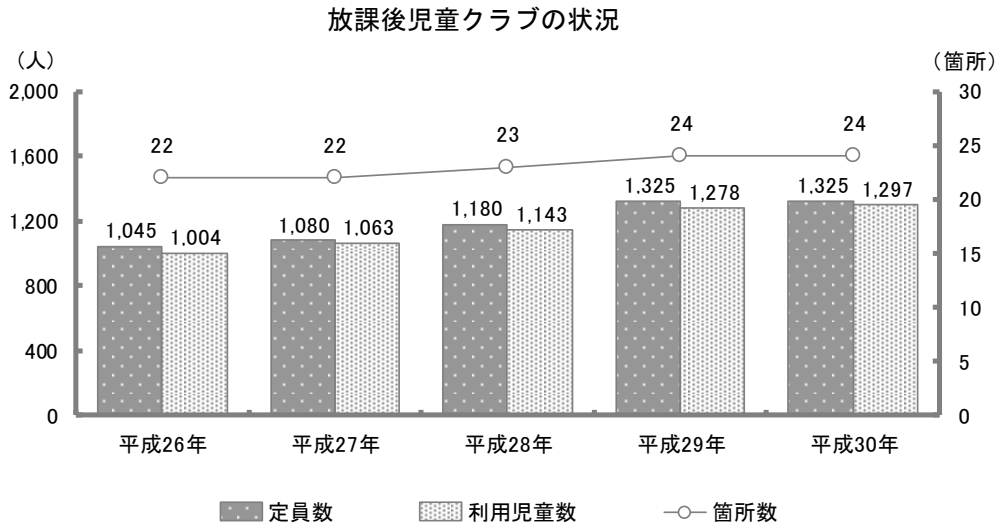


資料：庁内資料

(6) 放課後児童クラブの状況

《放課後児童クラブの状況》

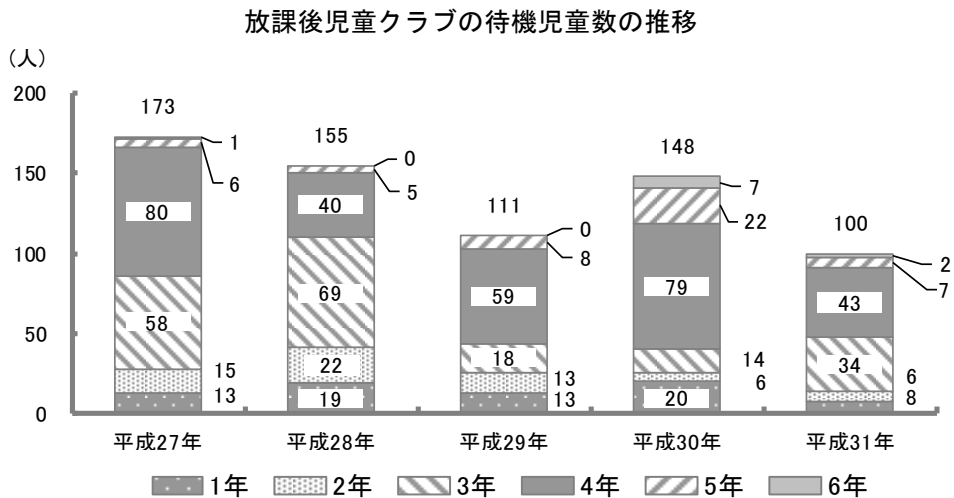
本市の放課後児童クラブにおける定員数・箇所数は年々増加しています。利用児童数についても年々増加しており、平成30年で1,297人となっています。



資料：庁内資料

《放課後児童クラブにおける待機児童の状況》

本市の放課後児童クラブにおける待機児童数の推移をみると、待機児童数は、減少傾向にあり、平成31年には、100人まで減少しています。待機児童の内訳としては、3年生と4年生に多く生じています。



資料：庁内資料

2 アンケート調査結果からみえる現状

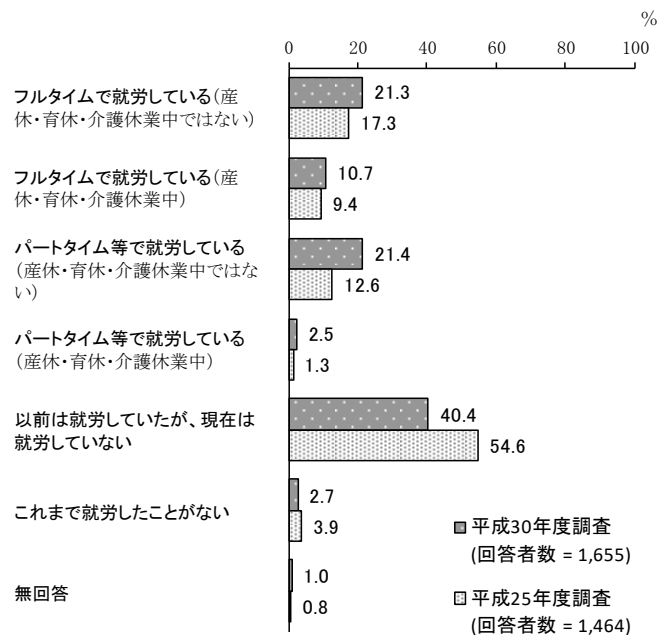
(1) 子どもと家族の状況について

《母親の就労状況》

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が40.4%と最も高くなっています。「フルタイムで就労している」の割合と「パート・アルバイト等で就労している」の割合を合わせると55.9%となっており、過半数以上の方が就労しています。

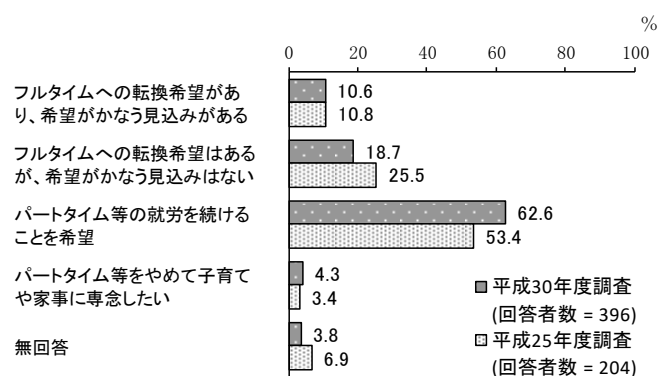
平成25年度調査と比較すると、「パートタイム等で就労している（産休・育休・介護休業中ではない）」の割合が増加しています。

一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



《パートタイム等で就労している母親の今後のフルタイムへの転換希望》

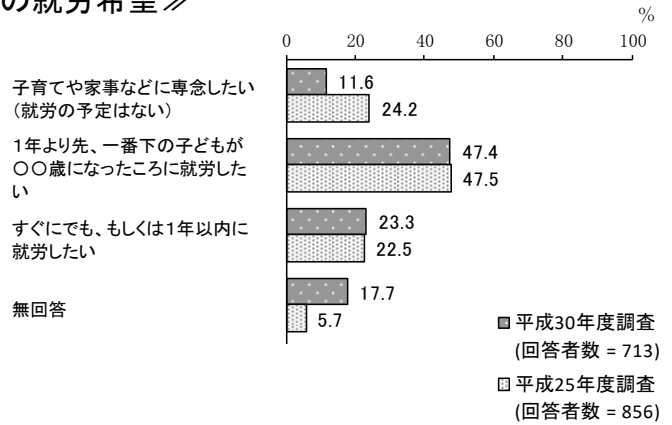
「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が62.6%と最も高く、平成25年度調査と比較すると、「パートタイム等の就労を続けることを希望」の割合が増加しています。



《現在、就労していない母親の今後の就労希望》

現在、就労していない人のうち、約70%の人が今後就労の希望があります。

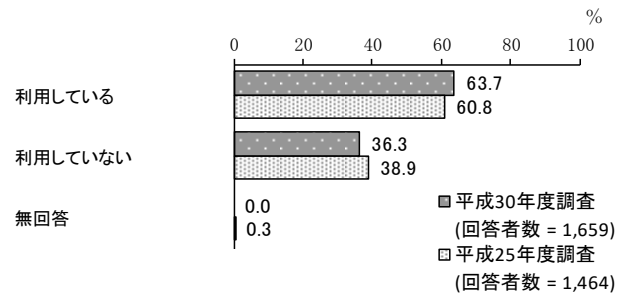
また、平成25年度調査と比較すると、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が減少しています。



(2) 幼稚園や保育園等の利用状況について

《幼稚園や保育園等の利用の有無》

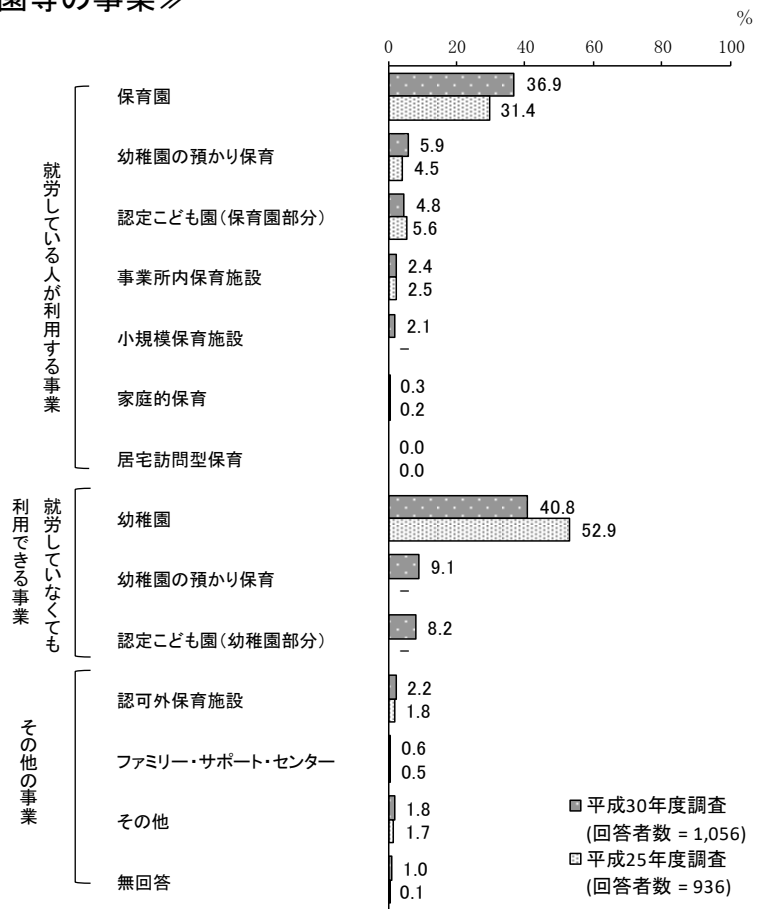
平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増え、「利用していない」の割合が減っています。



《利用している幼稚園や保育園等の事業》

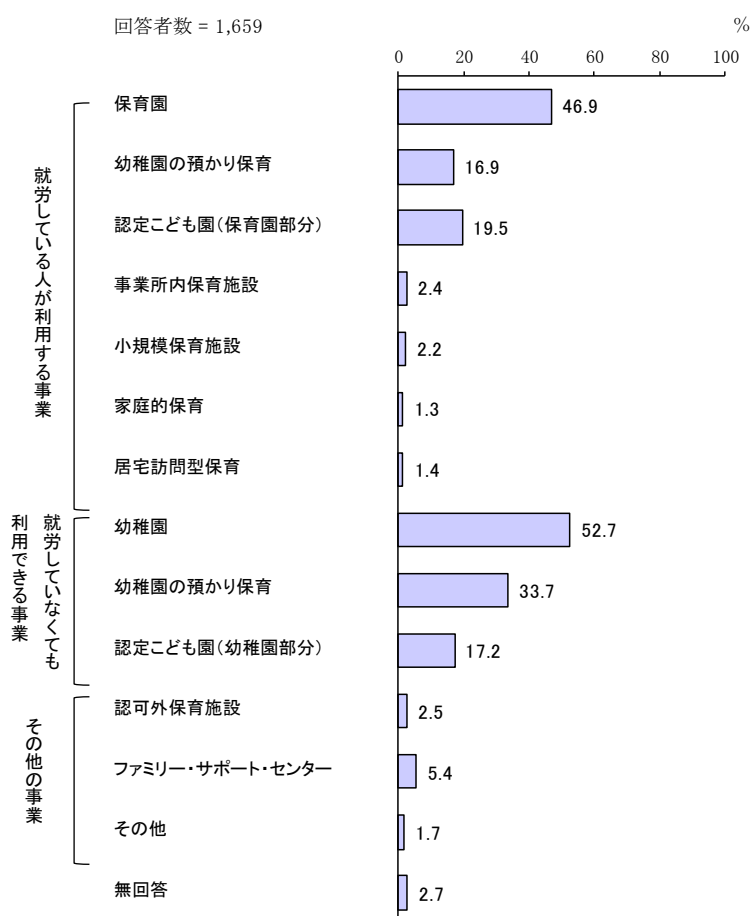
「幼稚園」の割合が40.8%と最も高く、次いで「保育園」の割合が36.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、全体に占める「保育園」の割合が増加しています。また、認定こども園（幼稚園部分と保育園部分含む）の割合が13%で、平成25年度の5.5%より増加しています。



《無償化された場合に利用したい幼稚園や保育園等の事業》

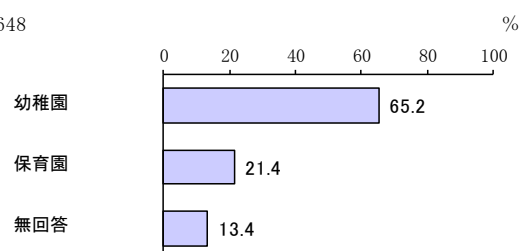
「幼稚園」の割合が52.7%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が33.7%、「保育園」の割合が46.9%となっています。



《保育園と同じ時間、幼稚園に預けられるとした場合、どちらに預けたいか》

「幼稚園」の割合が65.2%と最も高く、「保育園」の割合が21.4%となっています。

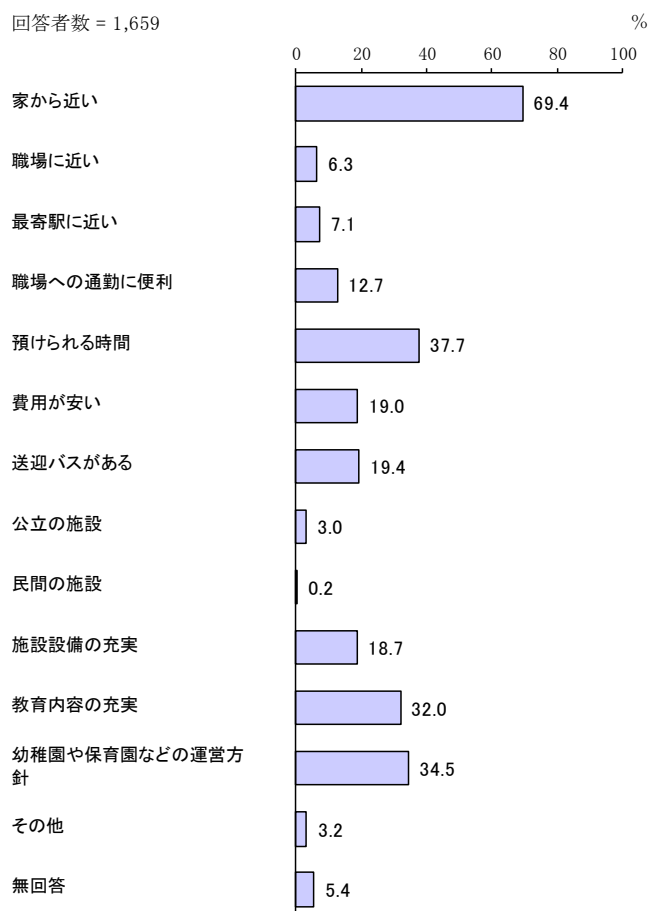
回答者数 = 1,648



《利用する事業を選ぶときに重視する点》

「家から近い」の割合が69.4%と最も高く、次いで「預けられる時間」の割合が37.7%、「幼稚園や保育園の運営方針」の割合が34.5%となっています。

回答者数 = 1,659

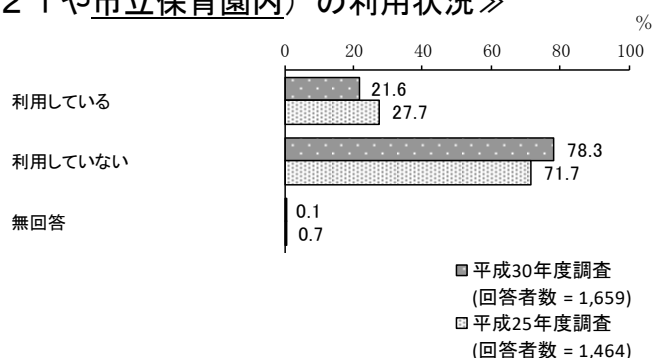


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

《地域子育て支援拠点事業（すてっぷ2 1 や市立保育園内）の利用状況》

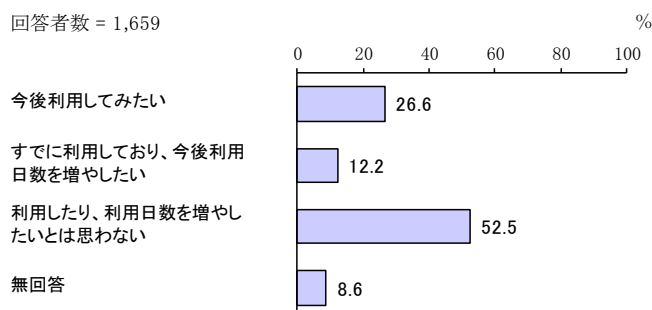
「利用している」の割合が21.6%、「利用していない」の割合が78.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が減少しています。



《今後の利用希望》

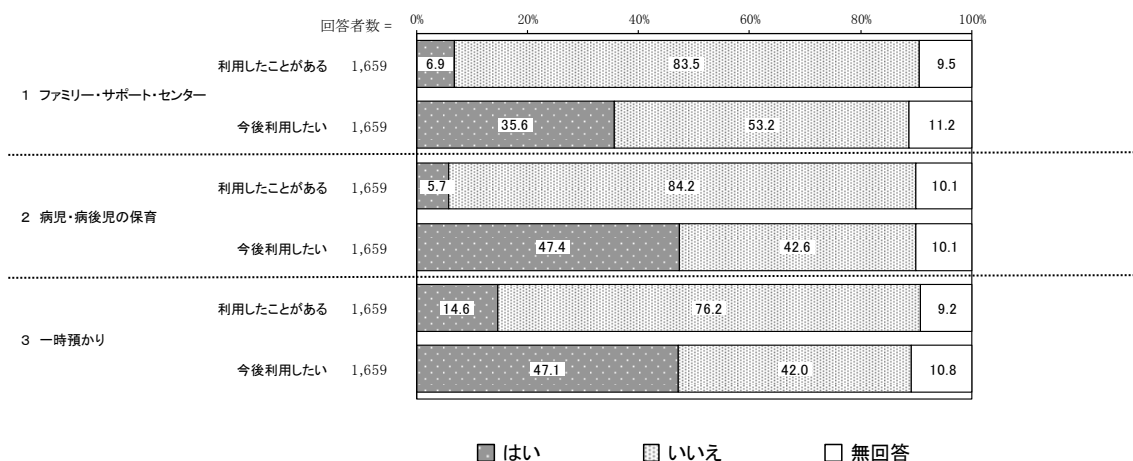
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が52.5%と最も高く、次いで「今後利用してみたい」の割合が26.6%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が12.2%となっています。



(4) 一時預かり事業等の利用状況について

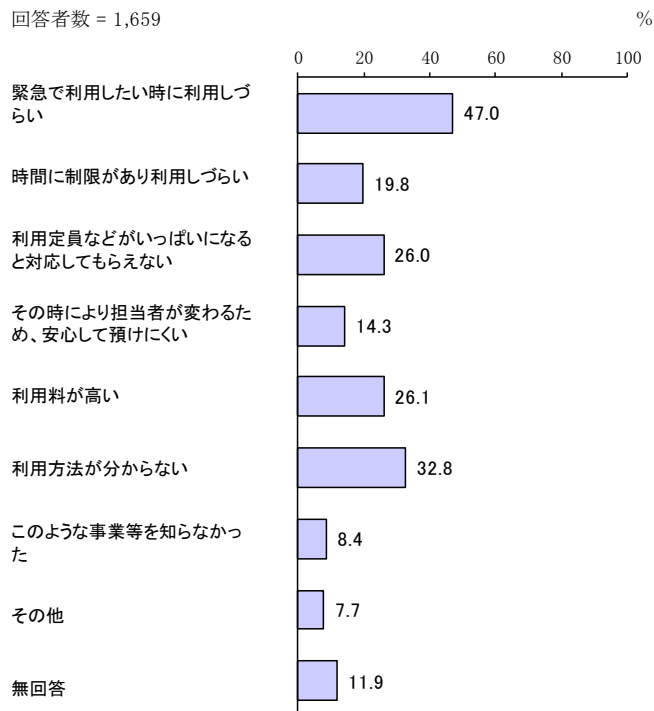
《事業の利用の有無と今後の利用意向》

『ファミリー・サポート・センター』『病児・病後児の保育』『一時預かり』のいずれの事業も、「利用したことがある」と比べ、「今後利用したい」と考えている人の割合が増えています。



《一時預かりなどの事業について、問題と思うこと》

「緊急で利用したい時に利用しづらい」の割合が47.0%と最も高くなっています。次いで「利用方法が分からない」の割合が32.8%となっています。

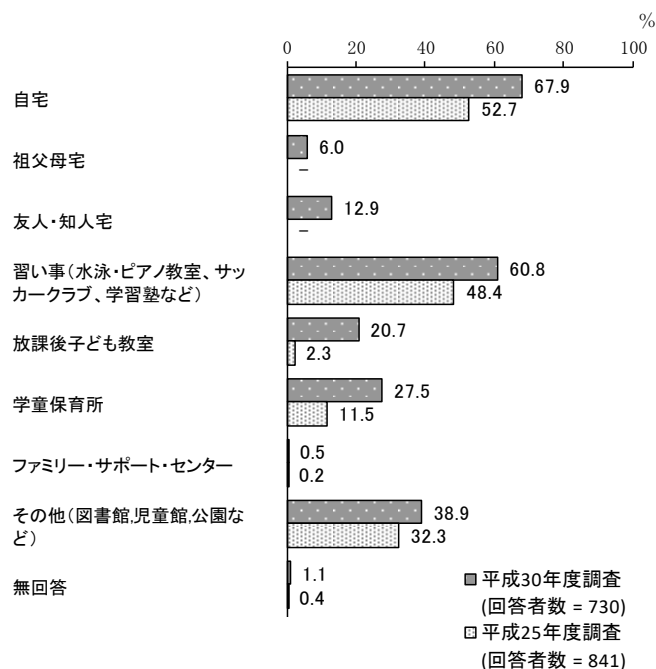


(5) 小学校就学後の過ごし方について

《小学校低学年（1～3年生）の放課後に過ごさせたい場所》

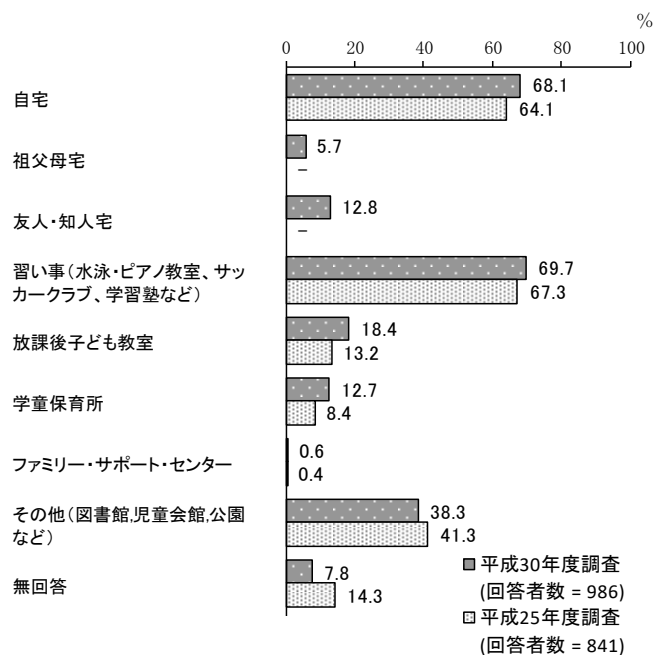
「自宅」の割合が67.9%と最も高く、次いで「習い事（水泳・ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が60.8%、「その他（図書館、児童会館、公園など）」の割合が38.9%となっています。

平成25年度と比較すると「放課後子ども教室」と「学童保育所」の割合が大きく増加しています。



《小学校高学年（4～6年生）の放課後に過ごさせたい場所》

「習い事（水泳、ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が69.7%と最も高く、次いで「自宅」の割合が68.1%、「その他（図書館、児童会館、公園など）」の割合が38.3%となっています。



《夏休みや冬休みの学童保育所の利用希望》

夏休みや冬休みの学童保育所の利用希望をみると、両方ともに高学年になってからも利用したい割合が高くなっています。

【夏休み】

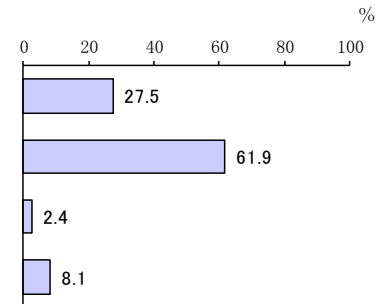
回答者数 = 247

低学年(1~3年生)の間は利用したい

高学年(4~6年生)になっても利用したい

利用する必要はない

無回答



【冬休み】

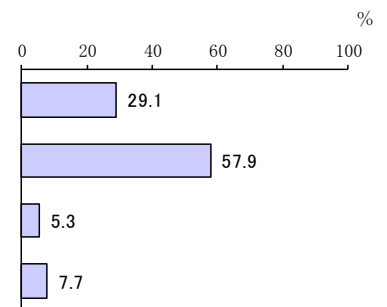
回答者数 = 247

低学年(1~3年生)の間は利用したい

高学年(4~6年生)になっても利用したい

利用する必要はない

無回答

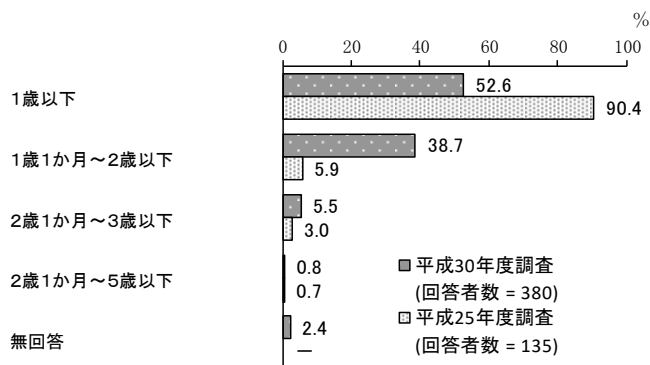


(6) 育児休業について

《母親の育児休業からの復帰時期》

過半数が「1歳以下」となっていますが、平成25年度調査と比較すると、

「1歳以下」の割合が大幅に減少し、「1歳1か月～2歳以下」の割合が大幅に増加しています。

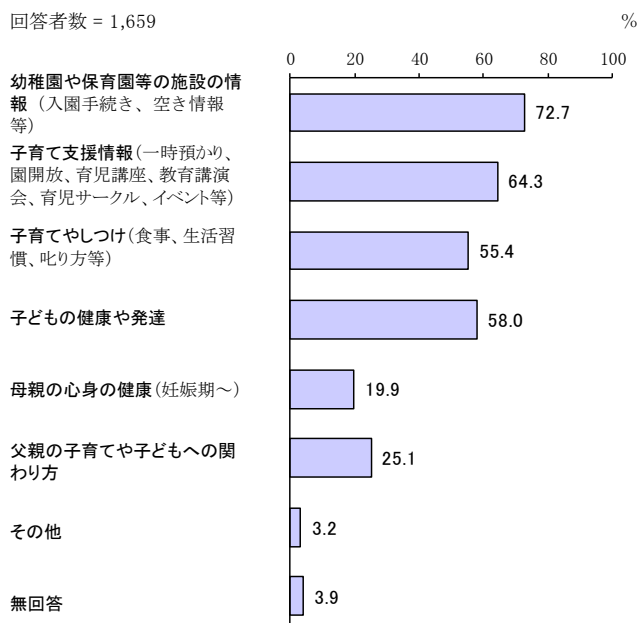


※平成25年度調査では、無回答を除いているため、参考値とします。

(7) 子育て全般について

《子育てに関して受けたい情報提供や相談・支援》

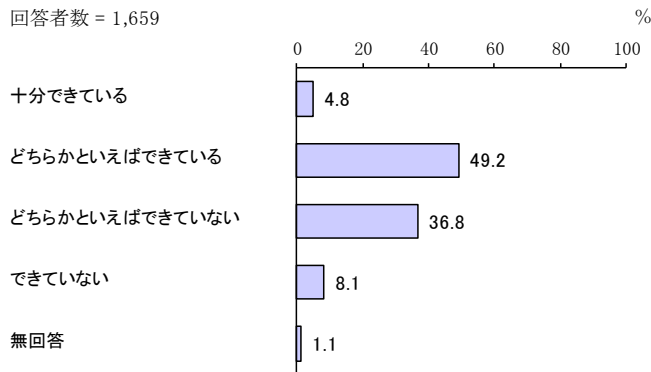
「幼稚園や保育園等の施設の情報」の割合が72.7%と最も高く、次いで「子育て支援情報」の割合が64.3%となっています。



《子育てに関する情報の入手状況》

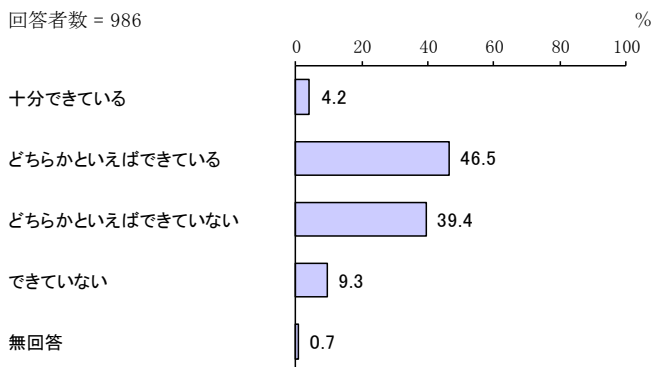
【就学前児童の保護者】

「十分できている」と「どちらかといえはできている」を合わせた回答が過半数を占めています。



【就学児童の保護者】

「十分できている」と「どちらかといえはできている」を合わせた回答がおよそ半数となっています。

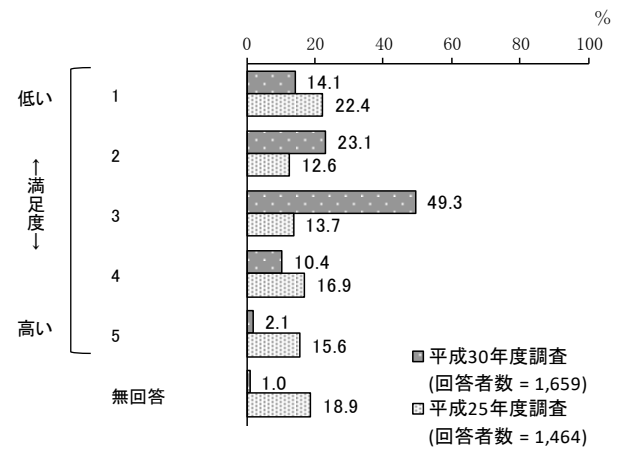


《住んでいる地域における子育ての環境や支援の満足度》

【就学前児童の保護者】

回答があったうち「3」の割合が49.3%と最も高くなっています。

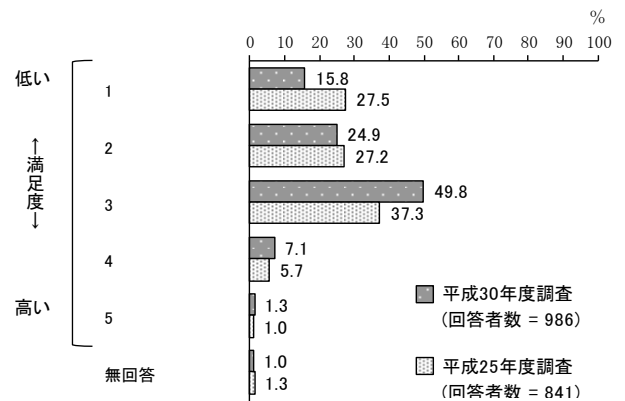
平成25年度調査と比較すると、「1」の割合が減少し、「2」と「3」の割合が増加しています。



【就学児童の保護者】

回答があったうち「3」の割合が49.8%と最も高くなっています。

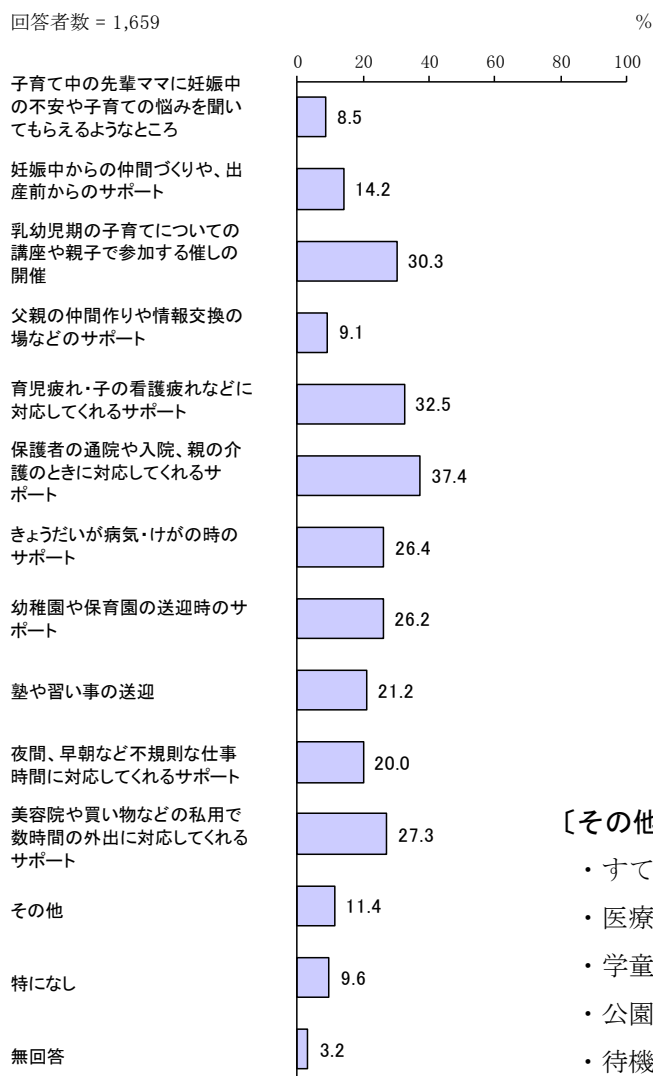
平成25年度調査と比較すると、「1」の割合が減少し、「3」の割合が増加しています。



《子育て支援でもっと力をいれてほしいもの》

【就学前児童の保護者】

「保護者の通院や入院、親の介護のときに対応してくれるサポート」や「育児疲れ・子の看護疲れなどに対応してくれるサポート」など子育ての負担を軽減するサポートを求める割合が高く、また「乳幼児の子育てについての講座や親子で参加する催しの開催」の割合も高くなっています。

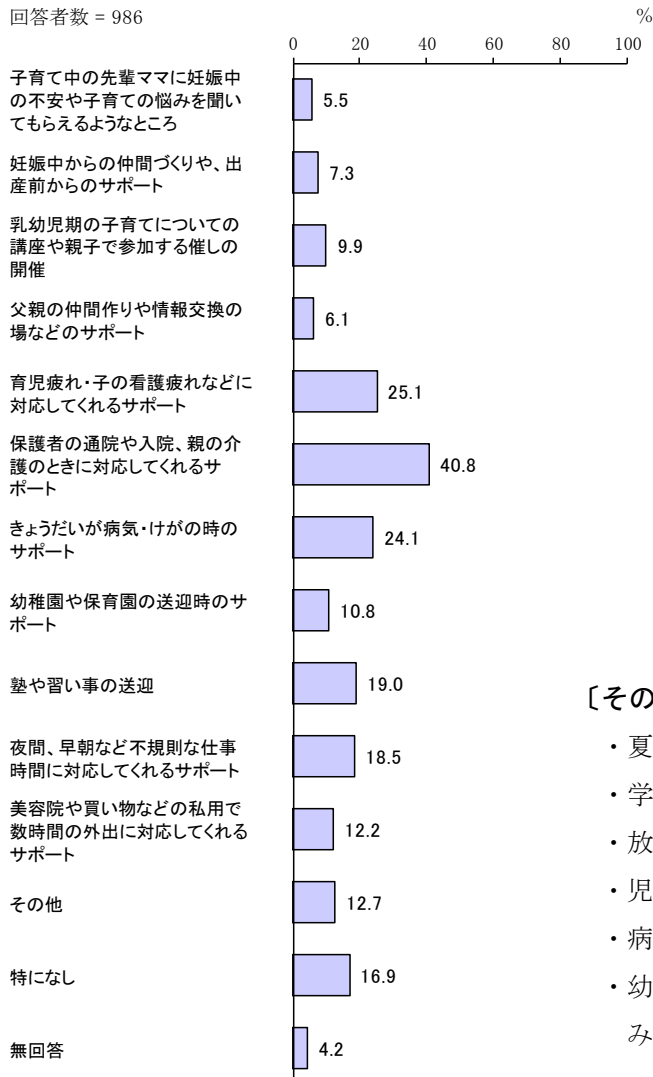


【その他の主な意見】

- ・すてっぷ21のような施設を増やしてほしい
- ・医療費の助成の充実
- ・学童保育の充実
- ・公園や児童館などの遊び場の提供
- ・待機児童の解消
- ・土・日・祝に子どもと一緒に遊べる場所がほしい

【就学児童の保護者】

「保護者の通院や入院、親の介護のときに対応してくれるサポート」や「育児疲れ・子の看護疲れなどに対応してくれるサポート」など子育ての負担を軽減するサポートを求める割合が高くなっています。



〔その他の主な意見〕

- ・夏休みなど長期休暇中の子どもの居場所
- ・学童保育の定員拡充と施設整備
- ・放課後こども教室の充実
- ・児童館等の充実
- ・病児・病児後保育の施設の充実
- ・幼児期だけでなく、就学してからも育児の悩み、情報交換ができるようなところ

3 第2期計画策定に向けた課題

アンケート調査結果などを踏まえて、八千代市の子どもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1) 質の高い教育・保育の充実・・・・・・・・

- 平成25年度と比較し、子育てや家事に専念したい割合が減っており、潜在的な保育ニーズの増加がみられます。また、子どもの人口が減少傾向にあるものの、就園率は増加しており、今後も保護者の就労状況の変化を踏まえた教育・保育の量の確保を行う必要があります。
- 量の確保に当たっては、特に2歳以下の低年齢児童で待機児童が発生している状況や、市の財政状況も鑑みて、保育園等の新設だけでなく、長期的な視点に立ちさまざまな方策を検討する必要があります。
- 教育・保育サービスを希望する人の教育ニーズが強くみられるため、量を確保するだけでなく、幼稚園や預かり保育の活用などニーズを的確に捉えた取り組みも必要となります。
- 教育・保育事業を選ぶときに重視する点として、「教育内容の充実」「幼稚園や保育園などの運営方針」が高く、質の面のニーズも高いことがうかがえることから、教育・保育関係者のスキル及び専門性の向上を図ることで、一人ひとりの個性を生かし、可能性を伸ばすことができる教育・保育の推進も求められています。

(2) 多様な預かりの充実・・・・・・・・

- 子どもが病気やけがで幼稚園や保育園等を利用できなかった人が、就学前児童の保護者で約8割、就学児童の保護者で約5割となっている状況です。また、今後の病児・病後児保育の利用希望や拡充を求める意見も相当数あることを踏まえると、病児・病後児保育事業の充実が必要です。
- この他、一時預かり事業やファミリー・サポート・センターなどの地域子育て支援事業について、利便性の向上やきめ細やかな事業の周知などニーズに沿った対応が求められています。

(3) 放課後等における多様な子どもの居場所の確保

- 八千代市では、学童保育所の定員拡大や新規開設により、待機児童の解消に努めています。近年の女性就労者の増加や、それに伴う保育園利用者の増加などにより、今後も引き続き、各地域における学童保育所の適切なニーズを把握し、整備していく必要があります。
- 放課後の子どもの居場所として、学校の余裕教室等を活用した学童保育所の開設や、放課後子ども教室の各校での開設を望む意見が多くあるため、これらのニーズに沿った対応が必要となります。
- この他、夏休みなどの長期休業中に、学童保育所や放課後子ども教室の充実を望む意見や、子どもの居場所として乳幼児などが自由に過ごせる児童館などの設置を求めるニーズも多く、これらの充実も課題となっています。

(4) 妊娠期からの切れ目ない支援の充実

- アンケート調査では、保護者同士が集う交流の機会や相談の機会の充実を望む意見が多くあるため、妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを生き育てることができるよう、保健・福祉等が連携した切れ目のない支援を実施していく必要があります。
- この他、子育てに関する情報の入手状況について、およそ半数近くの人が十分に入手できておらず、また一時預かり等の事業を知らなかったという声や、子育て支援に関する情報がわかりづらいという声もあるため、切れ目のない支援を実施していく上で、情報提供の充実やわかりやすい情報発信に努めていく事も重要となっています。

(5) さまざまな家庭・児童を支援する体制の充実

- アンケート調査では、子育て支援で力を入れてほしいものとして、「育児疲れ・子の看護疲れなどに対応してくれるサポート」を求める意見が多くみられます。このため、保護者の孤立感や子育てへの不安などを和らげることで、虐待につながることを防ぐために、支援が必要な家庭が、適切なサービスや支援に結びつくよう気軽に相談できる仕組みや体制づくりが重要となっています。
- 子どもの発達面で不安を抱えている家庭への相談支援を求める声もあるため、障害のある子どもや発達に課題のある子どもを包括的に支援する体制を整える必要があります。



第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが心身ともに健やかに成長していくためには、その第一義的責任を負っている親の子育てに対する不安や負担を和らげ、子育てが喜びや生きがいにつながるような環境を整えることが大切であると考えます。

そこで、八千代市がこれまで子ども・子育て支援において、実現を目指してきた精



神を継承しつつ、市民ニーズを踏まえ、子育て支援が充実した、子育てしやすいまちを実感できるように、「すべての子どもが健やかに育ち、誰もが子育てしたいと思うまち やちよ」を理念に各種施策の展開を目指します。

[基本理念]

すべての子どもが健やかに育ち、
誰もが子育てしたいと思うまち やちよ



2 基本目標

(1) 子どもを育む質の高い教育・保育の環境を整えます。

待機児童の解消を図るため、計画的に保育の受け皿の確保を進めるとともに、単に必要量を確保するだけでなく、教育希望のニーズの高まりも踏まえ、さまざまな手法を検討した上で、効率的かつ効果的な受け皿の確保を目指します。併せて、教育・保育の質の向上を図り、希望する教育・保育が選択できる子育てしやすい環境の整備を目指します。

(2) 安心して子どもを生み、子育てできる環境を整えます。

安心して子育てをするためには、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

このため、子育てで孤立することがないように保護者同士の交流機会の提供や相談支援の充実のほか、子育てに関する情報提供の充実、一時預かり事業等の利便性の向上など子育てに対する不安や負担の軽減を図ります。また、学童保育所や放課後子ども教室をはじめとした多様な子どもの居場所を確保していくなど、本市で子育てしたいと思える事業の展開を目指します。

(3) さまざまな子どもや家庭への支援を充実します。

障害のある子どもや発達に課題のある子ども、ひとり親家庭、経済的困難を抱える家庭などさまざまな子どもや家庭に配慮し、相談対応や経済的負担の軽減を図るなどその特性に合わせた支援を継続して実施してくとともに、関係機関と連携を図りながら、児童虐待の防止や早期発見に取り組み、すべての子どもが心身ともに健やかに育つ環境の整備を目指します。

3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向]

すべての子どもが健やかに育ち、誰もが子育てしたいと思うまち やちよ

1 子どもを育む質の高い教育・保育の環境を整えます。

(1) 教育・保育施設等の整備

(2) 公立保育園の効果的な活用

(3) 教育・保育の質の向上

(4) 子どもが豊かに育つ教育の充実

(5) 学校生活における相談支援

2 安心して子どもを産み、子育てできる環境を整えます。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実

(2) 母子の健康づくりの推進

(3) 子育ての情報提供の充実

(4) 子どもの遊び場などの居場所づくり

(5) 子ども医療の継続

(6) 子育て相談支援と交流事業の充実

(7) 子育て家庭の経済的負担の軽減

3 さまざまな子どもや家庭への支援を充実します。

(1) 障害のある子どもとその家庭への支援

(2) ひとり親家庭への支援

(3) 生活困窮家庭への支援

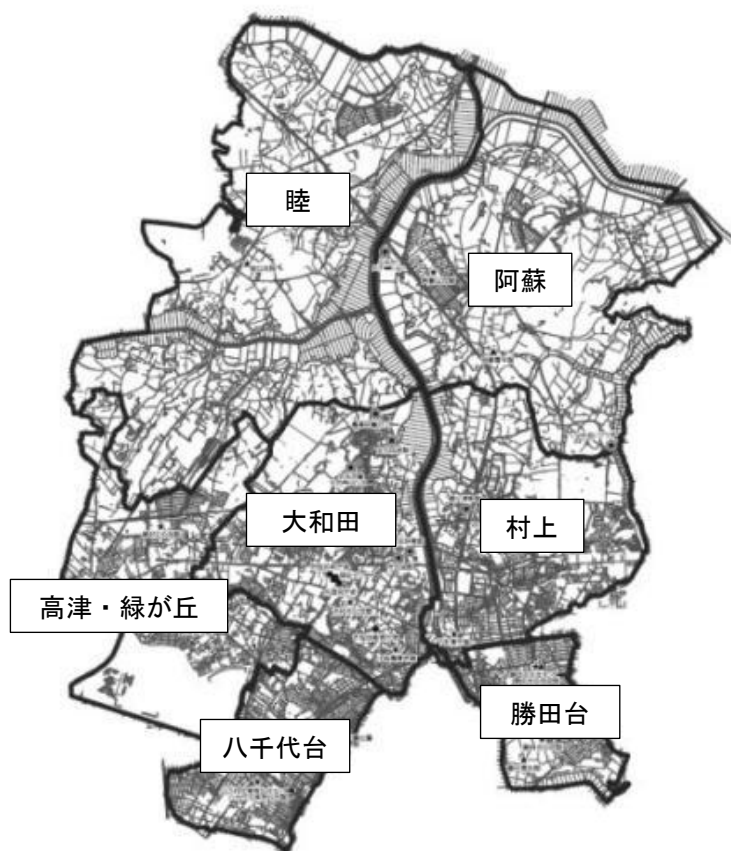
(4) 児童虐待の早期発見と再発防止

(5) 外国籍の子どもや親への支援

4 教育・保育提供区域の設定

基本指針では、教育・保育等を提供するため、市町村は、人口や交通事情等を勘案して、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。

本計画では、事業の特性や実態を考慮し、教育・保育及び放課後児童健全育成事業については、より利用実態に合わせて効率的かつ効果的に事業を提供できるよう八千代市地域コミュニティ推進計画における7つのコミュニティ区域を教育・保育等の区域として設定しました。その他の地域子育て支援事業については、市内全域を1区域として設定しました。



地区	地域の範囲
阿蘇地区	米本・神野・保品・下高野・米本団地・堀の内・上高野の一部（阿蘇中の学区内にある上高野）
村上地区	村上・下市場・村上団地・村上南・勝田台北・上高野の一部（村上東中の学区内にある上高野）
睦地区	桑納・麦丸・桑橋・吉橋・島田・神久保・小池・真木野・佐山・平戸・島田台・大学町・尾崎
大和田地区	大和田・萱田・萱田町・ゆりのき台・大和田新田の一部（萱田中・大和田中の学区内にある大和田新田）
高津・緑が丘地区	高津・高津東・緑が丘・高津団地・大和田新田の一部（高津中・東高津中の学区内にある大和田新田）
八千代台地区	八千代台東・八千代台南・八千代台西・八千代台北
勝田台地区	勝田台、勝田、勝田台南

【 事業ごとの提供区域 】

事業		区域
教育・保育施設等整備事業		7区域
地域子ども・子育て支援事業	1 利用者支援事業	市全域
	2 時間外保育事業	市全域
	3 放課後児童健全育成事業	7区域
	4 子育て短期支援事業	市全域
	5 乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	6 養育支援訪問事業	市全域
	7 地域子育て支援拠点事業	市全域
	8 一時預かり事業	市全域
	9 病児保育事業	市全域
	10 ファミリー・サポート・センター事業	市全域
	11 妊婦健康診査事業	市全域
	12 補足給付事業	-
	13 参入促進事業	-



第4章 施策の展開

基本目標 I

子どもを育む質の高い教育・保育の環境を整えます

施策の方向（1）教育・保育施設等の整備・・・・・・・・

【 No.1 教育・保育施設等の整備 】

（子育て支援課、子ども保育課）

各認定区分に応じた教育・保育の「量の見込み（需要量）」を、平成30年度に実施したアンケート調査を基に、市内7圏域ごとに算定し、それに対応する「確保方策（供給量）」を定めることで、計画的に教育・保育の受け皿の確保を進めます。

（市全域）

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
令和2年度	量の見込み（A）	2,741	806	1,423	216	1,100
			2,229			
	確保方策（B）	特定教育・保育施設				
		特定地域型保育事業				
		確認を受けない幼稚園				
計	2,741	2,229		216	1,100	
過不足（B）-（A）	0	0		0	0	
令和3年度	量の見込み（A）	2,688	796	1,394	216	1,141
			2,190			
	確保方策（B）	特定教育・保育施設				
		特定地域型保育事業				
		確認を受けない幼稚園				
計	2,688	2,190		216	1,141	
過不足（B）-（A）	0	0		0	0	
令和4年度	量の見込み（A）	2,628	790	1,369	218	1,152
			2,159			
	確保方策（B）	特定教育・保育施設				
		特定地域型保育事業				
		確認を受けない幼稚園				
計	2,628	2,159		218	1,152	
過不足（B）-（A）	0	0		0	0	
令和5年度	量の見込み（A）	2,595	781	1,351	216	1,144
			2,132			
	確保方策（B）	特定教育・保育施設				
		特定地域型保育事業				
		確認を受けない幼稚園				
計	2,595	2,132		216	1,144	
過不足（B）-（A）	0	0		0	0	
令和6年度	量の見込み（A）	2,629	793	1,371	212	1,135
			2,164			
	確保方策（B）	特定教育・保育施設				
		特定地域型保育事業				
		確認を受けない幼稚園				
計	2,629	2,164		212	1,135	
過不足（B）-（A）	0	0		0	0	

(阿蘇地区)

単位：人

	1号認定	2号認定		3号認定		
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳	
令和2年度	量の見込み (A)	132	61	117	7	52
			178			
	確保方策 (B)	132	178		7	52
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和3年度	量の見込み (A)	125	58	111	7	56
			169			
	確保方策 (B)	125	169		7	56
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和4年度	量の見込み (A)	129	60	114	7	49
			174			
	確保方策 (B)	129	174		7	49
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和5年度	量の見込み (A)	123	57	109	7	48
			166			
	確保方策 (B)	123	166		7	48
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和6年度	量の見込み (A)	125	58	111	6	47
			169			
	確保方策 (B)	125	169		6	47
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0

(村上地区)

単位：人

	1号認定	2号認定		3号認定		
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳	
令和2年度	量の見込み (A)	381	74	178	38	130
			252			
	確保方策 (B)	381	252		38	130
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和3年度	量の見込み (A)	360	70	168	37	130
			238			
	確保方策 (B)	360	238		37	130
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和4年度	量の見込み (A)	334	65	156	36	137
			221			
	確保方策 (B)	334	221		36	137
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和5年度	量の見込み (A)	315	61	148	35	133
			209			
	確保方策 (B)	315	209		35	133
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和6年度	量の見込み (A)	313	61	146	34	128
			207			
	確保方策 (B)	313	207		34	128
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0

(睦地区)

単位：人

	1号認定	2号認定		3号認定		
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳	
令和2年度	量の見込み (A)	90	20	47	10	35
			67			
	確保方策 (B)	90	67		10	35
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和3年度	量の見込み (A)	89	19	46	9	35
			65			
	確保方策 (B)	89	65		9	35
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和4年度	量の見込み (A)	78	17	41	9	39
			58			
	確保方策 (B)	78	58		9	39
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和5年度	量の見込み (A)	78	17	41	9	38
			58			
	確保方策 (B)	78	58		9	38
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和6年度	量の見込み (A)	77	17	40	8	36
			57			
	確保方策 (B)	77	57		8	36
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0

(大和田地区)

単位：人

	1号認定	2号認定		3号認定		
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳	
令和2年度	量の見込み (A)	687	140	295	41	283
			435			
	確保方策 (B)	687	435		41	283
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和3年度	量の見込み (A)	648	132	278	40	286
			410			
	確保方策 (B)	648	410		40	286
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和4年度	量の見込み (A)	591	120	254	39	296
			374			
	確保方策 (B)	591	374		39	296
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和5年度	量の見込み (A)	585	119	251	38	288
			370			
	確保方策 (B)	585	370		38	288
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和6年度	量の見込み (A)	583	118	250	37	281
			368			
	確保方策 (B)	583	368		37	281
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0

(高津・緑が丘地区)

単位：人

	1号認定	2号認定		3号認定		
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳	
令和2年度	量の見込み (A)	892	319	449	75	363
			768			
	確保方策 (B)	892	768		75	363
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和3年度	量の見込み (A)	943	337	475	77	375
			812			
	確保方策 (B)	943	812		77	375
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和4年度	量の見込み (A)	984	352	495	81	373
			847			
	確保方策 (B)	984	847		81	373
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和5年度	量の見込み (A)	997	357	502	82	380
			859			
	確保方策 (B)	997	859		82	380
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和6年度	量の見込み (A)	1,015	363	511	83	389
			874			
	確保方策 (B)	1,015	874		83	389
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0

(八千代台地区)

単位：人

	1号認定	2号認定		3号認定		
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳	
令和2年度	量の見込み (A)	410	153	214	34	168
			367			
	確保方策 (B)	410	367		34	168
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和3年度	量の見込み (A)	382	143	199	35	183
			342			
	確保方策 (B)	382	342		35	183
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和4年度	量の見込み (A)	374	140	195	35	186
			335			
	確保方策 (B)	374	335		35	186
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和5年度	量の見込み (A)	361	135	188	35	185
			323			
	確保方策 (B)	361	323		35	185
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和6年度	量の見込み (A)	373	139	195	34	184
			334			
	確保方策 (B)	373	334		34	184
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0

(勝田台地区)

単位：人

	1号認定	2号認定		3号認定		
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳	
令和2年度	量の見込み (A)	149	39	123	11	69
			162			
	確保方策 (B)	149	162		11	69
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和3年度	量の見込み (A)	141	37	117	11	76
			154			
	確保方策 (B)	141	154		11	76
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和4年度	量の見込み (A)	138	36	114	11	72
			150			
	確保方策 (B)	138	150		11	72
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和5年度	量の見込み (A)	136	35	112	10	72
			147			
	確保方策 (B)	136	147		10	72
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0
令和6年度	量の見込み (A)	143	37	118	10	70
			155			
	確保方策 (B)	143	155		10	70
	過不足 (B) - (A)	0	0		0	0

《 確保方策の考え方 》

(現在定員拡大を予定しているものや、幼稚園の預かり保育の定員枠など確保方策の積算内訳について記載する予定です)

《 受け皿の確保に関する方針 》

○受け皿の確保にあたっては、長期的視点に立ち、新たな施設整備は最小限に抑え、公立保育園や幼稚園の預かり保育など既存施設を最大限に活用します。

○睦地区の確保方策は、高津・緑が丘地区や大和田地区に隣接している地域的な特徴や教育・保育施設の利用実態から鑑みて、両地区の受け皿を加味して対応します。

施策の方向（２）公立保育園の効果的な活用・・・・・・・・

公立保育園のあり方を検討するとともに、効果的な活用に取り組んでいきます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
2	公立保育園を活用した待機児童の解消	低年齢児を中心に受け入れを行う公立保育園を選定し、3歳以降については既存の教育・保育施設と連携して受け皿を確保するなど、待機児童の解消を図るためのさまざまな取り組みを検討します。	子育て支援課 子ども保育課
3	公立保育園の再編	公立保育園の効率的かつ持続的な運営を確保するため、利用者の地域的な偏在や待機児童の状況を見極めつつ、定員の見直しや施設の統廃合など公立保育園の再編に取り組めます。	子ども保育課
4	休日保育の実施	日曜・祝日等に保育が必要となる児童を公立保育園で保育します。	子ども保育課

施策の方向（３）教育・保育の質の向上・・・・・・・・

保育の受け皿拡大を支える保育人材の確保と、保育の質の向上に向けた取組を推進します。また、提供するサービスの質の向上のために、保育士や幼稚園教諭に研修を行い、人材の資質向上に努めます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
5	教育・保育施設への指導監査の実施	特定教育・保育施設等に対する指導監査について、効率的かつ効果的な実施方法等を検討します。また、関係法令等に基づき適切な指導・助言を行い、教育・保育の質の向上に努めます。	子育て支援課
6	研修等による資質の向上	市内の幼稚園教諭、保育士、小学校教諭、各療育機関等の職員を対象に研修会・講習会等を実施し、教育・保育関係者のスキルアップ及び専門性の向上を図ります。	子ども保育課
7	幼稚園・保育園等と小学校との円滑な接続	幼児の発達や学びの連続性を保障するため、幼稚園や保育園等と小学校が円滑に接続できるよう児童との交流活動等を推進するほか、協議会や懇談会等の設置を検討し、関係機関と意見交換や情報共有を図ります。	子ども保育課 保育園 指導課
8	幼稚園と保育園等の連携・情報共有	幼稚園教諭及び保育士が参加する合同研修会を開催するなど、幼児教育・保育について、市内の幼稚園と保育園等が連携し、情報共有を図るための機会を提供します。	子ども保育課

施策の方向（４）子どもが豊かに育つ教育の充実・・・・・・・・

健康で心豊かな子どもを育むために、一人ひとりの子どもの個性を生かし、豊かな育ちを保障する幼児教育の充実を図ります。

また、子どもたちが様々な体験ができる学習の機会の確保に努めます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
9	公立保育園における幼児教育の充実	実践する幼児教育の取り組みが、市民に分かりやすく伝わる手法を検討するとともに、社会の動向を見極め、保護者の意向も考慮しながら、八千代市の実態に即した特色ある幼児教育について調査・研究を行います。	保育園
10	子ども向け講座等の実施	子どもを対象とした講座や子育てに関する勉強会、親子レクリエーション等を実施し、参加者に満足してもらえる事業展開に努めます。	八千代台東南公民館

～ 関連計画で推進する取り組み ～

《教育振興基本計画》

学校の教育方針や運営方針、授業の内容に関するものは、当該計画に基づき取り組まれています。

《読書活動推進計画》

赤ちゃんとその保護者を対象としたブックスタート事業や、子どもたちの本に親しむ機会をつくる読書普及と図書館利用の促進は、当該計画で推進されています。

《環境保全計画》

環境保全意識の高揚を図る環境学習・環境教育は、当該計画で推進しています。

《生涯学習振興計画》

家庭教育の推進に関する事業については、当該計画に基づき取り組まれています。

施策の方向（５）学校生活における相談支援・・・・・・・・

いじめや不登校、引きこもりなど、さまざまな問題をかかえる児童・生徒の学校適応を支援するため、子どもが困ったときや悩んだときに相談できるよう、身近に相談できる体制を充実します。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
11	スクールカウンセラー等による相談の実施	千葉県が配置している臨床心理に関し、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等が、児童・生徒の相談に応じ、サポートします。	指導課
12	学校生活等における相談の充実	いじめや不登校、学校生活での悩み、心配事など、子どもや保護者からの相談に関係機関と連携して対応するとともに、さまざまな相談に対応できるよう環境整備に努め、相談体制の充実を図ります。	教育センター
13	不登校・ひきこもり児童への支援	相談や通所による支援のほか、相談機関等へ出向くことができない子どもを対象にした訪問相談、カウンセラーによるカウンセリング等を通して、関係機関と連携を図りながら、問題を抱える子どもと家庭を支援します。	適応支援センター
14	非行防止等に係る相談の充実	子どもの非行防止と健全育成を図るため、関係機関と連携し、子どもや保護者等からの相談に対応するとともに、相談体制の充実を図ります。	青少年センター

（障害や発達に関する相談）

基本目標Ⅲ（１）「障害のある子どもとその家庭への支援」に掲載（６８ページ）

（外国籍の子どもに対する相談）

基本目標Ⅲ（５）「外国籍の子どもや親への支援」に掲載（７２ページ）

基本目標Ⅱ 安心して子どもを生み、子育てできる環境を整えます。

施策の方向（１）地域子ども・子育て支援事業の充実・・・・・・・・

すべての子育て家庭が、それぞれに合った支援を受けることができるよう、子ども・子育て支援法に基づいた地域子ども・子育て支援事業について、平成30年度に実施したアンケート調査を基に、「量の見込み（需要量）」とそれに対応する「確保方策（供給量）」を定め、計画的に各事業を推進していきます。

【 No.15 利用者支援事業 】

（子ども保育課、母子保健課）

子育て家庭や妊産婦からの相談のほか、幼稚園・保育所等の施設や地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択できるように、情報の提供や支援の紹介等を関係機関と連携して行う事業です。

単位：箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策（B）	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
過不足（B）－（A）	0	0	0	0	0

《 今後の方向性 》

子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない支援を実施する上での中核事業の一つとして、母子保健施策などと連携を図りながら、事業を展開していきます。

【 No.16 時間外保育事業】

(子ども保育課)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に、保育所等において保育を実施する事業です。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	1,283	1,286	1,278	1,266	1,269
確保方策 (B)	1,283	1,286	1,278	1,266	1,269
過不足 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 No.17 放課後児童健全育成事業（学童保育所） 】

（子育て支援課）

就労等により、保護者が昼間家庭にいない小中学校生に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

《市全域》

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,620	1,629	1,669	1,643	1,515
1年生	597	602	621	610	563
2年生	522	525	539	530	487
3年生	424	425	434	429	394
4年生	62	61	59	58	57
5年生	12	12	12	12	11
6年生	3	4	4	4	3
確保方策（B）	1,620	1,629	1,669	1,643	1,515
過不足（B）－（A）	0	0	0	0	0

《阿蘇地区》

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	145	146	146	149	120
1年生	53	53	53	54	43
2年生	48	48	48	49	39
3年生	41	41	41	42	34
4年生	2	2	2	2	2
5年生	1	1	1	1	1
6年生	0	1	1	1	1
確保方策（B）	145	146	146	149	120
過不足（B）－（A）	0	0	0	0	0

《村上地区》

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	348	294	274	288	246
1年生	122	103	96	101	86
2年生	114	96	89	94	80
3年生	98	82	76	81	69
4年生	12	11	11	10	9
5年生	2	2	2	2	2
6年生	0	0	0	0	0
確保方策（B）	348	294	274	288	246
過不足（B）－（A）	0	0	0	0	0

《睦地区》

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	60	51	57	52	53
1年生	26	22	25	23	23
2年生	17	15	17	15	16
3年生	14	12	13	12	12
4年生	3	2	2	2	2
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
確保方策（B）	60	51	57	52	53
過不足（B）－（A）	0	0	0	0	0

《大和田地区》

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	365	335	337	291	279
1年生	133	121	123	106	101
2年生	117	107	108	93	89
3年生	94	86	87	75	72
4年生	18	18	16	14	14
5年生	2	2	2	2	2
6年生	1	1	1	1	1
確保方策（B）	365	335	337	291	279
過不足（B）－（A）	0	0	0	0	0

《高津・緑が丘地区》

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	469	549	626	625	624
1年生	184	216	247	246	245
2年生	153	179	205	204	203
3年生	122	143	163	163	162
4年生	9	10	10	11	13
5年生	1	1	1	1	1
6年生	0	0	0	0	0
確保方策（B）	469	549	626	625	624
過不足（B）－（A）	0	0	0	0	0

《八千代台地区》

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	193	214	184	197	158
1年生	66	74	62	67	54
2年生	60	67	57	61	49
3年生	44	50	42	45	36
4年生	16	16	16	17	14
5年生	5	5	5	5	4
6年生	2	2	2	2	1
確保方策（B）	193	214	184	197	158
過不足（B）－（A）	0	0	0	0	0

《勝田台地区》

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	40	40	45	41	35
1年生	13	13	15	13	11
2年生	13	13	15	14	11
3年生	11	11	12	11	9
4年生	2	2	2	2	3
5年生	1	1	1	1	1
6年生	0	0	0	0	0
確保方策（B）	40	40	45	41	35
過不足（B）－（A）	0	0	0	0	0

《 今後の方向性 》

（確保方策の積算内訳について記載する予定です）

《 学童保育所の充実を図る主な取り組み 》

特別な配慮を必要とする児童への対応

障害のある児童の受け入れについては、加配職員を配置するサポート体制を整えるとともに、放課後児童支援員等への研修の機会を確保します。

また、日本語が堪能ではない児童については、教育委員会や多文化交流センター等の関係機関と連携・協力し、対応します。

開所時間の延長

（授業の日、長期休業中の平日）

午後7時までの開所時間の延長を引き続き継続していきます。

（土曜日）

利用者のニーズを見極めつつ、必要に応じて、開所時間を延長できるよう取り組みます。

子どもの自主性や社会性等の向上

子どもの自主性や社会性の一層の向上を図るため、運営事業者に対し、放課後子ども教室と連携を図るとともに、地域住民の参画やボランティア等を活用した次のような取り組みを検討するよう求めています。

- ・放課後子ども教室等と連携した異年齢児との交流
- ・地域住民等の協力を得た文化・芸術などに触れあう機会
- ・自主性を促すため、事業の企画段階からの子どもの参画 など

利用者や地域住民への育成支援内容の周知

学童保育所は、地域の中でその存在や役割が十分に理解され、地域社会との交流や連携によって育成支援の内容が豊かになるよう努める必要があり、その地域社会の中で理解を得ていくために、運営事業者に対し、指導監査等の機会を捉えて、育成支援の内容を利用者や地域住民に適切に説明していくよう指導・助言を行っていきます。

【 No.18 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）】

(子ども相談センター)

保護者の出張や冠婚葬祭、疾病等の理由により、夜間などに家庭で子どもの養育ができないとき、児童養護施設や乳児などにおいて、短期間の宿泊でお子さんをお預かる事業です。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	54	55	56	55	55
確保方策（B）	54	55	56	55	55
過不足（B）－（A）	0	0	0	0	0

《 今後の方向性 》

必要な家庭が利用できるよう、利用状況を見極めつつ、適切な受け皿の確保に努めます。

【 No.19 乳児家庭全戸訪問事業 】

(母子保健課)

市保健師又は訪問指導員が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、訪育児環境の確認や産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要な支援につなげていく事業です。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,509	1,512	1,512	1,500	1,480
確保方策（B）	1,509	1,512	1,512	1,500	1,480
過不足（B）－（A）	0	0	0	0	0

《 今後の方向性 》

子育て世代包括支援センターにおける包括的な支援やサービスの一つとして、事業を推進していきます。

【 No.20 養育支援訪問事業 】

(母子保健課)

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	311	311	309	306	307
確保方策(B)	311	311	309	306	307
過不足(B) - (A)	0	0	0	0	0

《 今後の方向性 》

子育て世代包括支援センターにおける包括的な支援やサービスの一つとして、事業を推進するとともに、子ども家庭総合支援拠点や庁内関係部局、児童相談所等の関係機関と連携し、虐待リスクのある家庭を支援していきます。

《 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 》

当該事業は、保護者に監護させることが不相当であるなど特に支援が必要であると認められる児童への適切な支援を図る事業です。

養育支援訪問事業で、このようなケースが認められた場合には、要保護児童対策地域協議会や個別ケース検討会議において対応を検討するとともに、適切な支援へとつなげていくため、関係機関との情報共有や連携強化を図っていきます。

【 No.21 地域子育て支援拠点事業 】

(すてっぷ2 1 大和田)

地域の身近な場所で、乳幼児とその保護者などの親子交流や子育て相談、情報提供等を実施する事業です。

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	76,788	78,717	79,236	78,666	77,962
確保方策（B）	76,788	78,717	79,236	78,666	77,962
過不足（B）－（A）	0	0	0	0	0

《 今後の方向性 》

子育て世代包括支援センターと連携を図るとともに、市民ニーズを踏まえつつ、当該拠点事業の今後のあり方を検討していきます。

【 No.22 一時預かり事業 】

(子ども保育課)

昼間に、短期のパートタイム就労や急な用事、リフレッシュしたいときなどに幼稚園や保育園等において、乳幼児を一時的に預かる事業です。

- 幼稚園型：幼稚園の在園児を、幼稚園の時間外や土曜日などに預かる事業
- 一般型：幼稚園や保育園等に在籍していない乳幼児を、定期的・不定期的な利用を問わずに幼稚園や保育園で預かる事業

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	251,675	248,467	244,499	241,708	244,365
幼稚園型	190,120	186,745	183,181	180,981	183,484
一般型	61,555	61,722	61,318	60,727	60,881
確保方策 (B)	251,675	248,467	244,499	241,708	244,365
幼稚園型	190,120	186,745	183,181	180,981	183,484
一般型	61,555	61,722	61,318	60,727	60,881
過不足 (B) - (A)	0	0	0	0	0
幼稚園型	0	0	0	0	0
一般型	0	0	0	0	0

《 今後の方向性 》

幼稚園型

保育の受け皿としての活用も期待できるため、事業の普及に努めます。

一般型

短時間利用など一時的な保育を必要とする人が、必要なときに利用できるよう、当該事業の利用実態の把握を行い、適切な受け皿の確保に努めます。

【 No.23 一時預かり事業の利便性の向上】

(子ども保育課)

緊急時等でも利用しやすくなるよう、利用に関する手続きの見直しを図るほか、施設の空き状況等に関する情報を提供するなど、関係者の意見も踏まえ、利便性の向上につながる手法を検討します。

【 No.24 病児保育事業（病児・病後児保育事業） 】

（子ども保育課）

病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できないときに、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	5,757	5,733	5,681	5,625	5,571
確保方策（B）	5,757	5,733	5,681	5,625	5,571
過不足（B）－（A）	0	0	0	0	0

《 今後の方向性 》

地域的な偏りを考慮した上で、必要な受け皿の確保に努めます。

【 No.25 ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保策 】

（すてっぷ21勝田台）

乳幼児や小学生の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する人（利用会員）と、援助を行うことを希望する人（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	2,834	2,811	2,782	2,753	2,708
確保方策（B）	2,834	2,811	2,782	2,753	2,708
過不足（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 No.26 ファミリー・サポート・センターの利用促進】

（すてっぷ21勝田台）

利用に関する手続の見直し等による利便性の向上や広報紙以外の手段を活用した事業の周知など、さまざまな手法を検討し、利用促進につながる取組みを展開します。

【 No.27 妊婦健康診査事業 】

(母子保健課)

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業です

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	21,126	21,168	21,168	21,000	20,720
確保方策 (B)	21,126	21,168	21,168	21,000	20,720
過不足 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 No.28 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業】

(子ども保育課)

教育・保育施設等を確保するため、多様な事業者の新規参入支援として、新規参入施設等に対し、事業開始前後における事業運営や事業実施に関する相談・助言のほか、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援等に努めます。また、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

【 No.29 実費徴収に係る補足給付を行う事業 】

(子ども保育課)

保護者の所得状況等を勘案して、保護者が幼稚園等へ支払う副食材料費等の実費徴収費用について補助を行います。

《 今後の方向性 》

国や他市等の動向を注視しながら、実費徴収に係る補足給付内容等を検討していきます。

施策の方向（２）母子の健康づくりの推進・・・・・・・・

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、各種健診や訪問指導等の実施、相談体制の充実を通じて、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うことにより、親子の健康の増進を図ります。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
30	乳幼児健康診査（内科・歯科）の実施	乳幼児に対して健康診査を通じ、健康の保持増進を図るとともに、適切な支援、療育への援助を行います。	母子保健課

（妊婦健康検診事業）

基本目標Ⅱ（１）「地域子ども・子育て支援事業」に掲載（60ページ）

～ 関連計画で推進する取り組み ～

《健康まちづくりプラン》

子どもの心身の健康づくりに関するものは、当該計画に基づき取り組まれています。

施策の方向（3）子育ての情報提供の充実・・・・・・・・

子育てに関する情報をきめ細かく提供するために、メール配信や子育て情報サイトなどのさまざまな媒体を活用し、見やすさと分かりやすさに配慮した情報を発信し、子育て中の家庭が必要な情報を入手しやすい環境を整備します。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
31	充実した子育て情報の提供	幼稚園や保育園に関する情報のほか、子育てに関するあらゆる情報を市の子育て情報サイト「こここ元気」に集約するとともに、見やすさと分かりやすさに配慮した上で、充実した情報の提供を行っていきます。	子ども部各課
32	子育て情報のメール配信	市が取り組むものにかかわらず、子どもや子育てに関するさまざまな情報をあらかじめ登録した人にメールで配信する手段を確立し、関係部局と協働しながら、子育てに役立つ情報を積極的に配信していきます。	子ども部各課

施策の方向（４）子どもの遊び場などの居場所づくり・・・・・・・・

すべての子どもに自分らしく過ごせる居場所を提供できるよう、多種多様な居場所の充実に努めます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
33	長期休業中の児童の居場所づくり	関係部局と連携し、放課後子ども教室を活用するなど、夏休みなどの長期休業中に学童保育所を利用していない児童の居場所の確保に努めます。	子育て支援課
34	都市公園の充実	子どもの居場所や遊び場の拠点の一つとして、子どもが楽しめるように、開発行為に伴う公園整備の際には事業者に対し、幼児のボール遊びができるスペースや魅力ある遊具の配置に配慮を求めるなど、子どもの視点に立った公園づくりに努めます。	公園緑地課
35	多様な子どもの居場所づくり	学童保育や放課後子ども教室のほか、子どもの居場所として、公共施設や地域の空きスペースを活用するなど様々な手法を検討し、乳幼児親子や児童が自由に過ごせる児童館又はこれに類するような施設の設置に努めます。	子育て支援課

放課後子ども教室の実施 ～新・放課後子ども総合プラン～

すべての児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童保育所との一体型を中心とした放課後子ども教室の整備に取り組みます。

一体型：同一の小学校内等で学童保育所と放課後子ども教室の両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の取り組みに参加できるものをいいます。

【 No.36 放課後子ども教室の目標事業量及び実施計画】

(子育て支援課)

次のとおり、令和6年度末までに全ての小学校において放課後子ども教室の実施を目指します。

また、その中で、実施が可能な学校から、学童保育所との一体型に取り組んでいきます。(学校の適正配置方針により、実施校数が変わる可能性があります。)

《市全域》

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施校数	6校	7校	9校	13校	16校	22校

なお、実施する学校の選定等については、学校や地域の関係者を主体とした運営委員会において、学校施設の使用計画や活用状況、余裕教室の有無等について十分協議し、決定します。

ただし、活用できる余裕教室がある場合は、優先して学童保育所の利用を考慮します。

《放課後子ども教室の実施に向けた主な取り組み》

小学校の余裕教室等の具体的な活用

運営委員会を活用し、各学校で利用できる余裕教室がないか協議していくほか、次のようなスペースの利用についても検討し、放課後子ども教室の普及を図ります。

- 既に活用されている余裕教室(多様化した学習や指導方法に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の活動のためのスペース等)の利用
- 学校の図書室や音楽室といった特別教室のほか、体育館、校庭等のスペースの一時的な利用

学童保育所との一体的な実施に向けた方策

学童保育所と放課後子ども教室の児童が一緒に参加できる学習・体験プログラムを実施することが必要となるため、活動プログラムの企画段階から両事業者が連携して取り組むことができる機会を創出します。

教育委員会との具体的な連携

学童保育所と放課後子ども教室の実施等について協議を行う運営委員会やその他協議の場に、教育委員会や学校関係者を加えることで、共通理解と情報共有を深め、関係者間で緊密な連携・協力を図ります。

施策の方向（５）子ども医療の継続・・・・・・・・

子どもやその保護者が安心・安全に過ごせるよう、医療費の経済的支援を行うとともに、引き続き、夜間・休日の救急医療体制の維持に努めます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
37	子ども医療費の助成	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、0歳から中学生までの子どもの医療費の全部または一部を助成します。	子ども福祉課
38	小児救急医療体制の維持	夜間や休日に子どもの具合が急に悪くなったときに必要な医療が受けられるよう小児救急医療体制の維持に努め、安心して子どもを産み育てることができるよう支援します。	健康福祉課

施策の方向（6）子育て相談支援と交流事業の充実・・・・・・・・

保護者の育児不安などの軽減を図るため、相談体制を充実するとともに、地域子育て支援拠点事業と連携し、親子のふれあいや、交流の機会の充実を図ります。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
39	子ども家庭総合支援拠点の充実	児童虐待のほか、子育てに関するあらゆる悩みや困り事などの総合相談窓口として、18歳未満の子どもとその家庭（妊産婦含む）に対し、関係機関と連携を図りながら、充実した支援を行います。	子ども相談センター
40	地域子育て支援ネットワーク事業の推進	市民や関係機関とネットワーク化を図り、「地域子育て支援センター」を拠点に、もうすぐ1歳半おやこ広場や4か月児・10か月児赤ちゃん広場などの母子保健事業と子育て支援事業を連携させた各種事業を展開し、妊娠から出産、乳幼児期まで切れ目なく養育支援を行います。	地域子育て支援センター 母子保健課
41	親子の交流事業	子育ての孤立化の防止や子育て不安の解消を図るとともに、養育支援に必要な家庭の早期発見のため、プレママ教室や赤ちゃん広場などの交流事業や講座等を実施し、乳幼児の親子が地域でつながることができるよう交流の機会を創出します。	母子保健課
42	子育て世代包括支援センターでの包括的な支援の実施	母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠・出産・子育てに関する包括的な相談支援を行います。また、利用者が適切な支援やサービスにつながるよう必要な支援の調整や子ども家庭総合支援拠点などの関係機関との連絡調整を行い、妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない支援を実施します。	子ども保育課 母子保健課 子ども相談センター

（障害や発達に関する相談）

基本目標Ⅲ（1）「障害のある子どもとその家庭への支援」に掲載（68ページ）

（障害のある子どもの保護者同士の交流）

基本目標Ⅲ（1）「障害のある子どもとその家庭への支援」に掲載（68ページ）

（虐待に対する相談）

基本目標Ⅲ（4）「児童虐待の発生予防と再発防止」に掲載（71ページ）

（外国籍の親に対する相談）

基本目標Ⅲ（5）「外国籍の子どもや親への支援」に掲載（72ページ）

～ 関連計画で推進する取り組み ～

《男女共同参画プラン》

男女共同の子育てやワーク・ライフ・バランスの意識啓発などは、当該計画で推進されています。

施策の方向（7）子育て家庭の経済的負担の軽減・・・・・・・・

子育て家庭の経済的負担を軽減するために、各種の助成や給付など、子育て家庭への経済的支援を行います。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
43	母子・父子・寡婦等への手当の支給	母子（父子）家庭及び寡婦等に対して、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費等助成金等の支給を行い、生活の安定と向上を図ります。	子ども福祉課
44	母子・父子家庭への自立支援給付金の支給	母子（父子）家庭の就労のための資格取得等を支援するため、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金を支給します。	子ども福祉課
45	児童手当の支給	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、児童手当法に基づき、児童手当を支給します。	子ども福祉課
46	特別児童扶養手当の支給	在宅で20歳未満の重度の心身障害児を監護している保護者に特別児童扶養手当を支給します。	障害者支援課
47	障害児福祉手当の支給	重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を要する20歳未満の心身障害児に障害児福祉手当を支給します。	障害者支援課
48	心身障害児福祉手当の支給	20歳未満の心身障害児の保護者に心身障害児福祉手当を支給します。	障害者支援課

基本目標Ⅲ

さまざまな子どもや家庭への支援を充実します。

施策の方向（１）障害のある子どもとその家庭への支援・・・

心身に障害のある子どもが地域で安心して暮らせるように、保健・医療・福祉・教育の各分野が連携し、適切な支援を行います。

また、発達が気になる児童を早期に発見し、支援が必要な子どもに対しては適切なサービスを提供できるよう、専門機関との連携を図り、相談体制や療育、教育・保育サービスの充実を図ります。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	担当課
49	障害を抱える子ども及び家庭への支援	関係機関との連携強化を図り、各種障害福祉サービス等の給付など、障害を抱える子ども及び家庭に対する支援を行います。	障害者支援課
50	関係機関の連携による障害児支援の充実	児童発達支援センターにおける巡回施設支援・外来相談など、関係機関との連携による障害児支援の充実を図ります。	児童発達支援センター
51	就学相談の実施	障害のある児童や発達が気になる児童の早期発見、早期療育に努めるとともに、関係機関と連携し、きめ細かな就学相談を行い、一貫した支援を行います。	指導課
52	児童発達支援センター機能等の充実	児童発達支援センターと「ことばと発達の相談室」を統合し、障害のある子どもやその家庭への相談支援の充実を図るとともに、発達に支援が必要な子どもを対象とした療育の充実を図ります。	児童発達支援センター
53	障害や発達に課題のある子どもの就学相談の実施	障害のある子どもや発達に支援が必要な子どもの早期発見、早期療育に努めるとともに、関係機関と連携し、きめ細かな就学相談を行い、一貫した支援をめざします。	児童発達支援センター
54	保護者同士の交流や学習の支援	障害のある子どもや発達に支援が必要な子どもの保護者同士の交流や学習を支援します。	児童発達支援センター
55	特別支援教育の充実	個別の教育支援計画等の作成や特別支援教育に関する研修を行うことで、教員の専門性を高めるなど障害のある児童や家庭への支援体制の充実を図るほか、障害のある児童とさまざまな人達との交流を推進します。	指導課 (学校)
56	発達に課題のある園児への支援	発達に課題のある園児を早期に発見し、適切な療育につなげていくため、研修等を通じて保育職員の資質の向上を図るとともに、児童発達支援センターの巡回指導を定期的に活用するなど関係機関との連携を図ります。	保育園

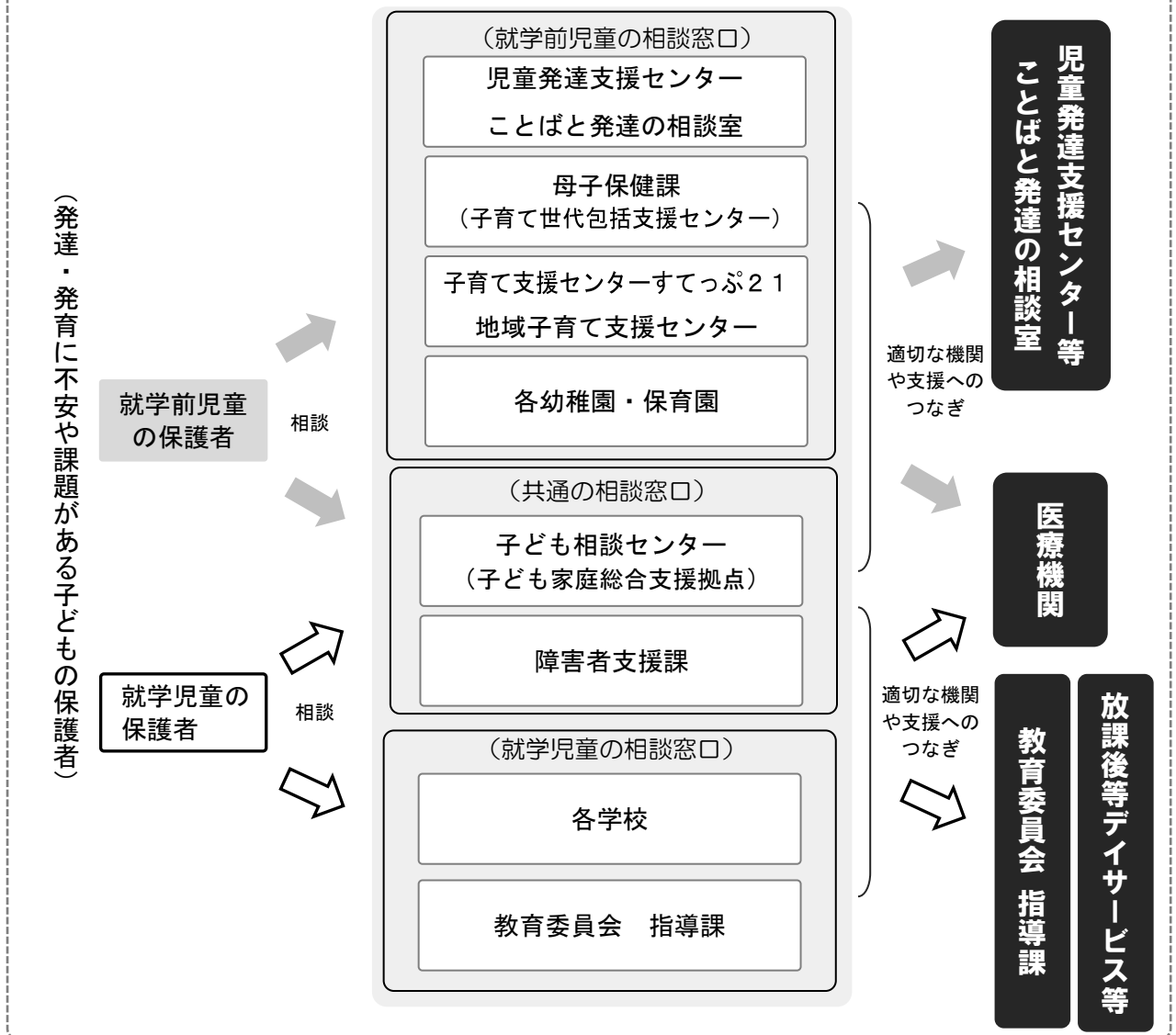
(手当等の給付関係)

基本目標Ⅱ（６）「子育て家庭の経済的負担の軽減」に掲載（６７ページ）

～ 子どもの発達・発育に係る相談窓口 ～

発達・発育に不安や課題がある子どもの相談について、各種相談窓口と関係機関が連携し、どの相談窓口で相談しても適切な機関や支援へとつながるよう体制を整えています。

ただし、就学前児童と就学児童では、相談窓口が異なります。



～ 関連計画で推進する取り組み ～

《第4次障害者計画》

日中一時支援事業等のレスパイトサービスや日常生活用具費の支給、放課後等デイサービスなどの障害福祉サービスに関する事業については、当該計画に基づき取り組まれています。

施策の方向（２）ひとり親家庭への支援・・・・・・・・

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、関係機関と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援、日常生活支援の充実に努めます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
57	保育園や学童保育所の優先利用の検討	ひとり親家庭の保育の必要性の認定において、優先利用などを検討し、ひとり親家庭の自立を支援します。	子育て支援課 子ども保育課
58	ひとり親家庭への相談支援	母子・父子自立支援員が、生活、子育て、就労等の相談に対し、関係機関と連携し支援します。	子ども福祉課
59	ひとり親家庭への日常生活支援	ひとり親家庭の保護者が急に病気になった時などに、家庭生活支援員が、子どもの保育をはじめとした日常生活を支援します。	子ども福祉課

(手当等の給付関係)

基本目標Ⅱ（６）「子育て家庭の経済的負担の軽減」に掲載（６７ページ）

施策の方向（３）生活困窮家庭への支援・・・・・・・・

子どもを貧困の連鎖から断ち切り、家庭の状況に左右されることなく、将来の自立した生活を確保するため、すべての子どもの学びが保障されるよう、支援を行います。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
60	子どもの学習・生活支援事業	生活困窮者の子ども等に対し、学習意欲の向上、社会性の育成、将来設計の支援を実施し、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを行います。また、保護者に対する生活相談、学習に関する相談、子どもの進路や奨学金等の相談や情報提供を行います。	福祉総合相談室
61	就学困難な児童・生徒への学用品等の援助	就学困難な児童・生徒の学用品費等を扶助することにより、就学の援助を図ります。	学務課
62	就学困難な児童・生徒への給食費等の援助	要保護及び準要保護児童・生徒に対する医療費を助成します。また、準要保護児童・生徒に対する給食費の助成を行います。	保健体育課

施策の方向（４）児童虐待の早期発見と再発防止・・・・・・・・

虐待対応を含む支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を十分提供できるよう、各機関のさらなる連携と機能の強化を図ります。

また、虐待の早期発見、早期対応のために、子どもに関わるさまざまな機関や地域に対し、児童虐待防止活動の啓発活動を行います。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
63	要保護児童対策地域協議会の機能強化	要保護児童対策地域協議会を活用した機関連携の仕組みと調整機関の機能強化に努めます。	子ども相談センター
64	虐待予防の広報・啓発の充実	市の広報紙やポスター・リーフレット等により、虐待の防止や早期発見に関する広報・啓発を進めます。	子ども相談センター
65	虐待に対する相談援助体制の充実強化	虐待に関する相談支援や対応が円滑に実施できるよう、職員の専門性を高めるための研修等の工夫を図るなど、虐待の相談援助体制の充実強化を図ります。	子ども相談センター
66	虐待防止対策	育児に困難を抱えている親に向けて、体罰や暴力的な言葉によらない子育ての方法や、グループワークを通じた学びの場を提供することで、虐待の防止に取り組みます。	子ども相談センター

(養育支援訪問事業)

基本目標Ⅱ（１）「地域子ども・子育て支援事業」に掲載（５６ページ）

施策の方向（５）外国籍の子どもや親への支援・・・・・・・・

言葉や文化の違いからくる問題を解決し、外国籍の子どもや親が、安心して学校生活や日常生活を送れるよう、必要な情報の提供や相談等の支援を行います。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
67	外国籍の親子に対する子育てに必要な情報提供	生活に役立つ情報の多言語化に努めるとともに、関係部署と連携し、メールなどによる情報配信を行います。 また、小・中学校の新1年生となる外国籍の親子に対し、学校制度の説明や学校生活に必要な情報の提供を行います。	シティプロモーション課
68	外国籍の親子に対する子育てに必要な相談支援	多文化交流センターにおいて、幼稚園や保育園等の利用手続きなどに関する補助や、学校生活をしていく中で必要となる情報の説明を行うなど、外国籍の保護者に対し、相談支援を行っていきます。	シティプロモーション課
69	外国籍の児童・生徒への授業の補助	外国籍の児童・生徒に対して日本語指導及び授業の補助を行います。	指導課 (学校)
70	外国籍の児童・生徒への日常生活等の支援	外国語が堪能な市民の教育相談員が、外国籍の児童・生徒の日常生活及び学校生活を支援します。	指導課 (学校)

A decorative graphic consisting of several overlapping circles in various shades of gray, positioned to the left of the chapter title.

第5章 計画の推進

1 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

子ども・子育て支援法に基づく各種施策の実施にあたっては、以下の事項に留意して推進して行きます。

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進・・・・・・・・



保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けられる認定こども園の普及に向けて、各事業所の意向を確認しながら、幼稚園等の既存施設の認定こども園化を推進し、幼児期における学校教育・保育の一体的な提供及び推進に努めます。

(2) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方について・・

基本目標1(3)「教育・保育の質の向上」に示した方向性に基づき、幼児の発達や学びの連続性が保障されるよう、幼稚園や保育園等と小学校の円滑な接続に努めます。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保・・

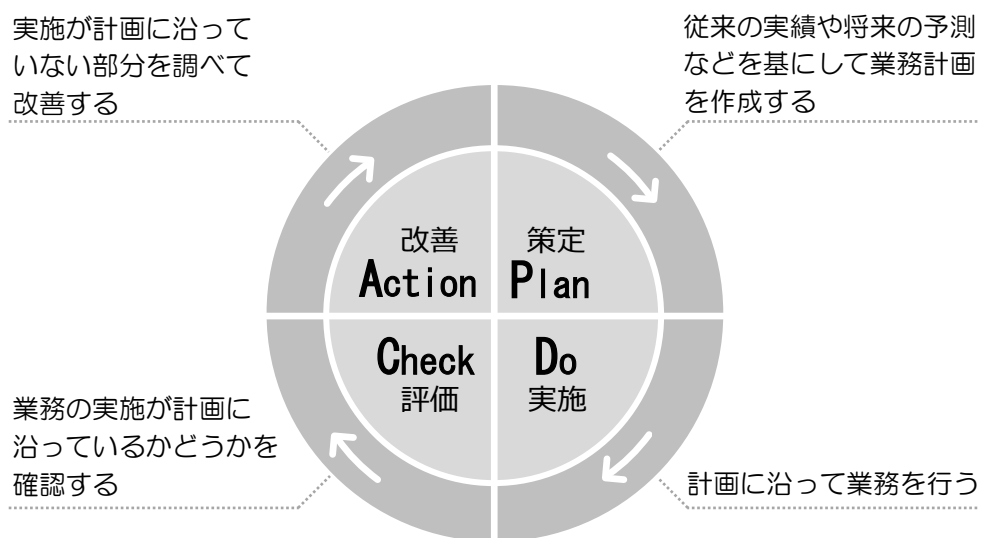
令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化にともない、幼稚園や保育園等の利用料に対する給付として「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この新たな給付の円滑な実施を確保していくため、引き続き、当該制度の周知を行っていくほか、対象となる施設に対し、制度の概要や必要となる事務手続き等について、きめ細やかな支援や助言を行っていきます。

2 計画の進捗管理と推進体制

本計画は、PDCA サイクルに基づき、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を公表していきます。

また、点検・評価にあたっては、毎年度、各事業の担当課で施策の実施状況について評価を行い、さらにその評価結果を「八千代市子ども・子育て会議」において、点検、評価することで、適切に進行管理を行っていきます。

PDCAサイクルのイメージ



連携図挿入予定

(市民への公表を含め、この関係性を図で表す)